

婦人の地位



情報 No. 9

平等・発展・平和を

めざす婦人の10年

1976-1985

主 要 内 容

- I 雇用における男女平等の判断基準
の考え方について
- II 婦人の公職参加状況調べ
- III 勤労者及び勤労者世帯の妻の家族
意識に関する調査 — 結果概要 —
- IV 国内行動計画の主な推進状況
- V 都道府県、指定都市における婦人
関係行政推進状況一覧

国内ニュース

婦人の登用

婦人団体等の動き

国際ニュース

1982年9月

労働省婦人少年局

目 次

I 雇用における男女平等の判断基準の考え方について

— 男女平等問題専門家会議報告 —	1
-------------------	---

II 婦人の公職参加状況調べ（昭和57年）

1. 国会及び地方議会における婦人の状況	8
2. 各種審議会等における婦人の参加状況	8
3. 法律に基づいて配置されている委員、相談員の数	12
4. 地方自治体における婦人の首長	12
5. 公務員の登用状況	13
6. 公務員の採用状況	21

III 勤労者及び勤労者世帯の妻の家族意識に関する調査 — 結果概要 —

1. 男女の共同参加に関する事項	25
2. 家族形成に関する事項	30

IV 国内行動計画の主な推進状況

V 都道府県、指定都市における婦人関係行政推進状況一覧

国内ニュース

1. 婦人問題企画推進本部の動き	47
(1) 昭和56年婦人問題推進地域会議の開催	47
(2) 全国婦人問題担当課(室)長会議の開催	47
2. 第34回婦人週間の実施	47
3. 第7回日本婦人問題会議の開催	47
4. 昭和57年度育児休業制度普及促進旬間の実施	48
5. 男女別定年制等の改善状況	48
6. 婦人労働能力活用事業の推進	49
7. 婦人関係行政セミナーの実施	50
8. 昭和57年度家内労働等の実施	50
9. パートバンクの設置	50
10. 売春対策審議会の動き	50
11. 生活保護費の生活扶助基準額第一類費の男女格差を厚生省が手直し	51
12. 第96回通常国会において成立した婦人に関係する主な法律	51

判 例

1. 幼女交通事故死損害賠償請求上告事件（昭和56年10月8日、最高裁）	52
2. 平松漁協の組合員地位確認請求訴訟事件（昭和57年2月26日、福岡地裁）	52
3. 国籍確認請求控訴事件（昭和57年6月23日、東京高裁）	53

資料室

1. 昭和56年国民生活実態調査	53
2. 昭和56年人口動態の概況	53
3. 昭和56年簡易生命表	54
4. 昭和56年女子保護の概況	54

婦人の登用

1. 女子公務員の採用、登用、職域拡大等の事例	54
○ 第二次鈴木内閣の科学技術庁政務次官に林寛子氏	54
○ 国連人権委員会政府主席代表に緒方貞子氏	54
○ 女性初の次官相当職・国会図書館の専門調査員に藤田晴子氏	54
○ 総合安全保障担当の内閣審議官に女性	55
○ 初の女性税務署長	55
○ 参議院事務局に幹部候補生として女性初採用	55
○ 国鉄本社に女性管理職	55
2. 各種委員等への婦人の登用	55
○ ILO使用者側代表団に初の女性	55
○ JOC委員に小野清子氏	55
○ 司法試験に初の女性試験官	55
○ 初めて女性が任命された国のレベルにおける審議会	55
3. 国家公務員採用試験区分中54年度より女子の進出が認められた職種への女子の進出状況	55
○ 入国警備官	55
○ 国家公務員税務初級	56
○ 気象大学校	56
○ 進出状況一覧表	56
4. 民間企業における婦人の登用	57
○ 日経連国際課長	57
○ 日本航空国際業務部付部長	57
5. 民間企業における婦人の再雇用制度等	57
○ 西武流通3社：再就職先連携	57
○ 大丸：嘱託、パートも対象にした女子従業員復職制度採用	57

<トピックス>	57
---------------	----

☒ 東京都「職場における男女差別苦情処理委員会」の調整により女性世帯主にも 家族手当支給	57
☒ 神戸商船大に女子学生6人合格	58
☒ 女子学生ドーバー海峡横断	58

<各賞での婦人の受賞>

☑ 五輪功労賞	58
☑ ボーン・上田賞	58
☑ 日本芸術院賞・恩賜賞	58
☑ 文化功労賞	58
☑ 猿橋賞	58
☑ 赤松常子賞	58
☑ 菊池寛賞	59
☑ H氏賞	59
☑ エイボン賞	59
☑ 毎日出版文化賞	59

婦人団体等の動き

1. 「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」の動き	59
2. 第2回国連軍縮特別総会に向けての婦人の動き	60
3. 全農婦協結成30周年第27回全国農協婦人大会の開催	60
4. 創立30周年記念全国地域婦人大会の開催	60
5. 市川房枝記念事業委員会の発足	60
6. あごら10周年記念のつどいの開催	60

国際ニュース

1. 「婦人に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約」の批准状況	61
2. 第36回国連総会において採択された婦人に関係のある決議	62
3. 第29回国連婦人の地位委員会の開催	63
4. OECD「経済における婦人の役割に関する第6作業部会」の開催	64
5. 第68回ILO総会における「使用者の発意による雇用の終了に関する条約」 (158号)及び同勧告(166号)の採択	64
6. 男女平等憲法修正案(ERA)の再提出(アメリカ)	64
7. 公衆衛生に関する法改正・男の助産婦誕生へ(フランス)	64
8. 婚姻法改正(スウェーデン)	65
9. アメリカにおける最近の判例から	65

<海外トピックス>

1. 各国からの婦人問題関係者の来日	65
2. ソビエト宇宙飛行船「ソユーズT7号」に女性宇宙飛行士	66
3. アメリカにおける最近の調査から	66
4. 外国における婦人の登用	67

I 雇用における男女平等の判断基準の考え方について

——男女平等問題専門家会議報告——

雇用の分野における男女の機会と待遇の平等を確保するための方策については、昭和53年以来、婦人少年問題審議会婦人労働部会において検討が行われてきたが、確保されるべき男女平等の具体的な姿が明らかになっていないことから、54年12月、今後の審議に資するため、この問題について専門家による会議を設けて検討することが必要であるとの申し合わせを行った。

この申し合わせに基づいて同月、男女平等問題専門家会議が設置され、雇用における男女平等とは何かを判断する基準の考え方について検討がなされてきたが、57年5月8日、その結果がとりまとめられ、「雇用における男女平等の判断基準の考え方について——男女平等問題専門家会議報告」が労働大臣に提出された。

現在、婦人少年問題審議会婦人労働部会において、本報告の趣旨を踏まえて、雇用における男女平等を確保するための諸方策について、法的整備も含めて審議が進められている。

「雇用における男女平等の判断基準の考え方について——男女平等問題専門家会議報告」

I 雇用における男女平等について

- (1) 我が国の女子雇用労働者は1,391万人、全雇用労働者の3分の1を占めており、経済社会の維持向上は、今や女子労働者の存在を抜きにしては考えられなくなっている。また、女子のライフサイクルの変化を反映して女子労働者の中でも既婚者の増加が著しく、その3分の2を占め、平均年齢、平均勤続年数も伸長し、女子にとって職業生活の意義はますます大きくなっている。しかし、現実の職場においては、女子がその能力を十分発揮し、

それに応じた待遇を受ける条件が必ずしも整備されているとはいえず、女子の就労意欲の高まりとともに、そのような状況を改善し、雇用における男女平等を実現することを求める動きが強まっている。

一方、国際的な状況をみても、1975年の国際婦人年を契機として男女平等の実現を目指す動きが強まり、それは、「世界行動計画」(1975年)、「ILO行動計画」(同)、「国連婦人の10年後半期行動プログラム」(1980年)など国連婦人の10年(1976年～1985年)に各国がとるべき行動指針の策定とともに、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(1979年採択、1981年発効)へと結実をみるに至っている。これら一連の国際文書において、雇用における男女平等の実現は、もっとも大きな柱の一つとして²挙げられているところである。

このような内外の情勢を考慮に入ると、我が国としても、雇用における男女平等をできるだけ早く実現することが必要である。

- (2)① 我が国においては、憲法で男女平等の原則がうたわれており、女子に対する性別を理由とする差別待遇は、民法第90条の公序良俗に反する法律行為に当たるとして、これを無効とする判決が出されている。また社会的にも、男女平等という基本的な原則及び雇用の場におけるその実現の必要性は一般的に認められているところであり、特に賃金については、労働基準法において同一労働同一賃金の原則が定められ、女子であることを理由として男子と差別的取扱いをすることが禁止されている。

- ② しかしながら、賃金以外については男女

平等を定める明文の規定がなく、雇用の場における男女平等とはどのような姿かについて社会一般のコンセンサスが形成されているとはいえない状況にある。男女異なる取扱いの中にも、その背景にある理由により社会的に妥当性が認められる場合と認められない場合とがあり、したがって、その判断基準を明らかにすることは男女平等を実現するために極めて重要である。

(3)① 雇用における男女平等を実現することとは、雇用における各種の機会——雇用の場を得る機会、職場においていろいろな仕事に就く機会、昇進昇格の機会、教育訓練を受ける機会等——が男女を問わず等しく確保される状況、すなわち、機会の均等を確保し、個々人の意欲と能力に応じた平等待遇を実現することであり、男女同数を採用すること、管理職の半数は女子とすることなどの枠を当初から設定するような結果の平等を志向するものではない。

② 機会の均等及び待遇の平等を目指す際にも、女子が妊娠出産機能という男子にない機能を有していることを考慮に入れなければならない、この差異を無視して単に男女を全く同一に扱うこと——形式的平等——を志向することは適当ではない。このような男女の本来の差異を考慮に入れ、そこから生ずる労働の在り方の差異を踏まえた平等——実質的平等——を目指すことが必要である。

③ また、我が国の女子労働者の就業の実態、社会の意識、慣行、労働環境、社会環境などを考慮に入れると、男女の本来の差異以外の事由が女子の労働の在り方に影響を与えている場合があることも否定できない。この点を考慮に入れた男女異なる取扱いも経過的にはやむを得ない場合があると考え

られる。

④ 現時点においては、男女の本来の差異を考慮する場合及び現状を考慮に入れ経過的にやむを得ない場合を除いては、男女に等しい機会と待遇が確保されることが必要である。したがって、それを判断するに当たっての基準を示すことは、実質的平等の実現にとって不可欠の要素である。

(4) 本専門家会議においては、このような視点から、その点について昭和54年12月以来審議を重ねてきたが、今日の時代的背景の下での男女平等の姿については本専門家会議においても様々な意見が出され、したがって、本報告は、現時点での判断基準として可能な範囲でまとめた考え方を明らかにしたものである。今後、更に社会経済情勢の変化に照らして、検討がなされることが望まれる。

Ⅱ 雇用における男女異なる取扱いの現状

1 企業の雇用管理において

(1) 我が国の企業においては、募集、採用から定年・退職に至るまで男女別に雇用管理が行われている事例がみられる。その背景には様々な理由があり、実態だけから妥当性の有無を判断することはできないが、その具体的事例を幾つかあげると、次のとおりである。

募集、採用については、(イ)「男子のみ」又は「女子のみ」の募集、採用をしたり、男女別に募集・採用人数の枠を設ける、(ロ)男女異なる年齢、学歴、資格等を条件に募集、採用する、(ハ)女子だけに婚姻の有無、子供の有無、自宅通勤、容姿等の条件を付けて募集、採用する、(ニ)男女異なる雇用形態（常用、臨時等）就業形態（フルタイマー、パートタイマー等）で募集、採用する、など。

配置、配置転換については、(イ)「筋力、体力を必要とする仕事」、「高度な技能、資格

を必要とする仕事」、「外勤、出張等の多い仕事」、「外部との折衝が多い仕事」には女子を配置しない、(ロ)定期的な配置転換は女子には行わない、(ハ)女子にも配置転換を行うが、同一職種内、同一事業所内又は転居を伴わない異動だけであり、その同期も男子に比べると長い、など。

昇進、昇格については、(イ)女子には機会がない、(ロ)女子にも昇進昇格の機会はあるが、その要件に男女差がある、(ハ)女子にも昇進の可能性はあるが、昇進ルートの途中で止まる(係長まで、課長まで等)、など。

教育訓練については、(イ)女子には教育訓練を実施しない、(ロ)女子にも教育訓練を実施するが、その内容、期間等が男子と異なる、など。

福利厚生については、(イ)社宅や寮は男子だけが利用できる、(ロ)社内融資は男子だけが利用できる、など。

定年・退職・解雇については、(イ)定年年齢が男女で異なる、(ロ)結婚・妊娠・出産退職制、職場結婚の場合の妻の退職制など女子のみに適用される退職制を設けている、(ハ)整理解雇基準として、「有夫の女子」、「30歳以上の女子」などの基準を設ける、など。

(2) このような男女異なる取扱いが行われている理由としては、大別すると次の三つの場合が考えられる。

① 女子労働者一般に対する社会通念や女子労働者の平均的な就業実態を理由とする場合

これは、具体的には、「女子は一般に勤続年数が短い又は勤続期間の予測が困難である」、「女子は職業意識が低い」、「女子は一般に必要とされる能力——統率力、管理能力、企画力等——が十分でない」、「顧客、取引先等が女子では相手にしない」、「男子は生計の主たる担い手であるが、女

子は家計補助的労働力である」、「女子は、産前産後休業その他女子だけに認められている法律上の権利行使や家事育児負担等により男子に比べて欠勤率が高く、また、勤務が不安定である」などを理由として、男女で異なる取扱いを行う場合である。

② 女子労働者に対し男子と異なる法規制があることを理由とする場合

これについては、法規制があるために企業において男女異なる取扱いを行う場合と、法律制度において男女異なる規定が設けられていることのみを理由として企業において男女異なる取扱いを行う場合とがある。

③ 男女異なる取扱いが業務の性質上必要であることを理由とする場合

これは、例えば、モデルや俳優などの場合のように、真実性が必要であるとして男女いずれか一方の性の者のみをその職業に従事させる場合や、看守や更衣室、洗面所の管理人の場合のように、性の違いが業務の正常な遂行に大きな影響を与えるとして男女いずれか一方の性の者のみをその業務に従事させる場合などである。

2 法律制度において

(1) 労働関係の法律制度において男女異なる取扱いをしている事例は、次のとおりである。

労働基準法では、時間外労働、休日労働、深夜業、危険有害業務、坑内労働、帰郷旅費等について男女で異なる規定が設けられており、産前産後休業、育児時間、生理休暇は女子だけに認められている。労働安全衛生関係法令においても、一部に男女異なる規定が設けられている。

また、雇用対策法、雇用保険法に基づいて支給される給付金等の中には、女子のみをその対象としているものもある。労働者災害補償保険法における遺族補償年金についても男

女差がある。

勤労婦人福祉法は、その名の示すとおり、法律自体が女子労働者だけを対象として制定されている。

さらに、労働基準法に基づき定められている事業附属寄宿舎規程や労働安全衛生関係法令においては、建物、設備の一部について男女の区別を設けることを求めている。

(2) 男女異なる規定を設けている法律に関しては、それぞれの立法当時の理由として、次のようなことが主に指摘されている。

- ① 女子固有の機能としての妊娠出産機能をもつことに係る母性を保護すること
- ② 平均的にみると、体力、筋力等生理的諸機能において男女差があること
- ③ 女子は一般的に家事育児負担を負っていること
- ④ 風紀の維持等を図ること
- ⑤ 女子の場合は、能力開発の機会が十分に活用されておらず、一般的に男子に比べ職業能力を備えている者が少ないこと
- ⑥ 女子の就労に対する社会一般の理解が十分でないため、就労機会がなお均等に与えられていないこと

III 雇用における男女平等の判断基準の考え方

現在の我が国の状況において、上記のような理由から男女異なる取扱いをすることに妥当性があるか否かについて検討した結果、現状においては、男女平等の判断基準として次のとおり考えられる。

1 企業の雇用管理に関して

① 企業において男女労働者の取扱いをその性に基づき異にする理由として指摘される女子労働者一般に対する社会通念や女子労働者の一般的、平均的な就業実態は、女子労働者を大数観察した場合に男子労働者と異なる点で

あり、そのことが企業の雇用管理に大きな影響を及ぼしている場合があることは否定できない。しかしながら、目指すべき男女平等とは個々人の意欲と能力に応じて男女を等しく取扱うことであり、したがって、社会通念や男女の平均的な就業実態の差を理由として異なる取扱いをすることは、妥当性があるとはいえない。

ただ、一般的、平均的な女子労働者の就業実態のうち「女子は一般に勤続年数が短い又は勤続期間の予測が困難である」ことについては、終身雇用慣行の下に雇用管理を行っている企業においては勤続年数が大きな意味をもつことから、男女の平均勤続年数の差を考慮して長期的、計画的な雇用管理を行うために必要な範囲内で男女異なる取扱いを行うことも妥当な場合があるという意見があったが、他方、機会均等という観点に立てば、終身雇用慣行の下における勤続年数のもつ意味を考慮しても、その平均的男女差を理由として男女異なる取扱いをすることは妥当であるとは認められないという意見も出されたところである。この点については、機会均等という観点を尊重しつつ、今後、男女平等の実効を確保するための諸方策について法的措置も含めた検討が行われる際に、併せて更に審議が深められることが望まれる。

- ② 法律制度における男女異なる規定と男女別雇用管理との関係については、基本的には、次のように考えることが適当である。
- (a) 法律制度において男女異なる規定が設けられていることのみを理由として企業において男女異なる取扱いをすることは、妥当性がないと考えられる。
 - (b) 法律上の男女異なる規定により女子に対し一定の就業制限が課せられるために企業において男女異なる取扱いをする場合には、個々の実態に応じて具体的に判断されるべきであるが、原則としてその取扱いは妥当

なものと考えられる。例えば、

(ii) 法律で女子が一定の労働又は業務に就くことが禁止される場合に、当該労働又は業務に女子に従事させない場合などは、当該規定を設けたことの当然の結果であり、妥当であるかどうかという議論を要しない。

(iii) 法律で女子が一定の労働又は業務に就くことが禁止される場合に、当該労働又は業務を含む職場に女子を配置すると、男子の労働又は業務の大部分が当該労働又は業務になって、男子との均衡を著しく欠く結果になる場合などに、それを避けるために当該職場に女子を配置しないことは、女子に対する法規制があるためであり、したがって、その取扱いが妥当性を有すると考えられる。

(c) 男女異なる規定により女子が一定の労働若しくは業務に従事せず、又は一定期間就労しなかったため、これらに従事した者や不就労期間のなかった者との間で昇進昇格等において取扱いに差が生ずる場合については、法律制度が後述の判断基準に基づいて整備される際に、男女異なる規定が設けられる趣旨、労働者相互間の均衡等を考慮して、具体的に検討されることが適当である。

③ 男女異なっていて取扱うことが業務の性質上必要である場合には、それは妥当性があると考えられる。

刑務所の看守、俳優、モデルなど、男女いづれか一方の性の者によってその業務が行われることが必要な場合には、男女で異なる取扱いが行われるとしても、これは当然認められるものである。

2 法律制度に関して

① 女子固有の妊娠出産機能をもつことに係る

母性の保護は、女子自身の健康のためだけでなく、次代を担う国民の健全な育成という観点からも重要であり、労働の場においてもそのための措置は必要である。この措置の範囲については、今後十分検討し、明確にすることが必要である。

② 一方、それ以外の理由（前記Ⅱ、2、(2)、

④「風紀の維持等を図ること」を除く。）は、男女の平均的な差異、社会通念等に基づくものであり、必ずしも労働に係る法律制度において男女別に取り扱う要因とはいえないものである。これらを理由として法律上男女異なる規定を設けることは、本来妥当であるとはいえない。例えば、体力、筋力等妊娠出産機能以外の生理的諸機能における男女差を理由として法律に男女異なる規定を設けることは、その差が平均的なものであり、個々人についてみると必ずしもすべての女子がその点において男子より劣っているとはいえないことを考慮に入れると、本来妥当であるとはいえない。また、一般的に家事育児負担等のいわゆる家庭責任を女子が負っていることを前提として男女異なる規定を設けることも、家庭は人間の基本的な生活の場であり、男女が協力し、共に責任を負うものと考えれば、本来妥当であるとはいえない。その他、前記Ⅱ、2、(2)に掲げた理由（④を除く。）は、本来いずれも法律上男女異なる規定を設けることの妥当な理由とはいえないと考えられる。

③ しかしながら、労働者全体の労働時間等の労働条件、いわゆる家庭責任が女子により重くかかっている現状、女子の労働能力及び職業意識の形成に影響を及ぼす諸条件など、我が国の女子労働をとりまく現状を考慮に入ると、妊娠出産機能をもつことに係る母性の保護を目的とする規定以外のすべての男女異なる規定を今直ちに廃止することが必ずしも

適当でない場合がある。

第1に、男女平等を促進することを目的として女子に対して暫定的措置をとる場合である。女子の就労に対する社会一般の理解がまだ十分でなく、一方、女子の側にも一般的に職業人としての能力、意識が十分備わっているとはいえない状況を踏まえて、例えば、寡婦等に対し、能力開発機会、就労機会について、暫定的に実情を踏まえた措置をとったとしても、男女平等を促進するための措置として認められるべきものと考えられる。

第2は、家事育児負担等のいわゆる家庭責任に係る問題である。家庭責任は、現状では女子により重くかかっており、そのことが家庭責任を有する女子の就業の在り方に大きな影響を与えていることは否定しがたい。したがって、このような状況を改善するための条件整備を図りつつ、当面、この状況を踏まえた措置をとることは、経過的にはやむを得ないところである。

- ④ なお、現行法においては、風紀の維持等を図るという観点から幾つかの規定が設けられているが、そのために必要とされる規制の範囲は、社会情勢の変化等により変わり得るのである。企業内の一定の設備、施設等に関して、風紀上の必要から、男女を区別して取り扱う規定を設けることは認められるべきであるが、それ以外については、我が国の現状においては、もはや妥当性を有しないと考えられる。

IV 雇用における男女平等を確保するために

1 雇用管理の改善

雇用における男女の機会の均等と待遇の平等を確保するため、男女別定年制の解消をはじめ男女差別的な制度や慣行の是正に向けての啓発指導、行政指導が進められているが、雇用管理

においては、募集、採用、配置、昇進昇格、教育訓練、福利厚生、定年・退職等において、なお妥当性が認められない男女異なる取扱いが行われている場合があることは否定できない。

このような状況を改善するため、上記Ⅲ、1において示した男女平等の判断基準についての考え方を指針として、使用者がその雇用管理の在り方を見直し、再検討することが期待されるところである。

2 法律制度の整備

今後、雇用管理においてこの判断基準に即した男女平等の実現が図られるよう、男女平等の実効を確保するための諸方策について、法的措置を含めた検討を早急に進めることが望まれる。

また、現行の男女異なる取扱いを定める法律制度についても、実質的平等の確保という観点から、上記判断基準に沿って整備する必要がある。この場合、女子に対し経過的に設けられる措置については、次に述べるような女子労働者を取りまく環境条件の整備状況を勘案しつつ、今後とも見直すことが必要である。

3 労働環境、社会環境等の整備

女子が働く場合には、労働環境や社会環境等の影響を受けることが多い。法律において、女子により重くかかっている家庭責任を考慮した経過的な措置及び女子が能力開発機会を活用し、また、就労機会が女子にも確保されるまでの間の暫定的措置をとることもやむを得ないという結論になった背景を考慮すると、できるだけ早い機会にこれらの措置を解消し得るよう、女子労働者を取りまく環境条件の整備が図られることが望ましい。

そのために必要なことは、第1には、男子を含めた全体の労働者の労働条件、労働環境の整備である。特に、時間外労働等を含む労働時間の短縮の問題については、実効ある対策が推進されることが望まれる。

第2は、現実に家庭責任が女子により重くかかっており、このことが女子の就業の在り方に大きな影響を与えていることを考慮して、女子の就業と家庭責任との両立を可能にするための条件を整備することである。このためには、保育施設の充実、育児休業等家族に対する責任の遂行を可能にするための措置が推進されることが必要である。さらに、家庭責任は本来女子のみのものとする固定的な役割分担意識が改められ、家族の福祉及び社会の発展を支えるものとして男女共通の問題であるという社会全体の認識、コンセンサスの形成が図られることが必要である。

第3は、女子の労働能力、職業意識の向上のための措置である。実際に職場において男女平等が実現されるためには、女子自身の労働能力の開発と職業意識の向上が不可欠の前提条件である。そのためには、就業する以前の時期に、学校教育、家庭教育等において、労働能力と職業意識の開発向上の機会が十分与えられることが必要であり、さらに、マスコミその他あらゆる機会を通じて、女子の就労についての社会全体の理解を深めるとともに、女子自身が、労働に従事する者として進んでその能力を開発し、これを職業生活において発揮するよう努力することが望まれる。

(参 考)

男女平等問題専門家会議委員名簿

氏 名	現 職
石 原 一 子	㈱高島屋 常務取締役
入 江 稔	㈱富士紡績 大阪営業所長
小 野 功	東京商工会議所 労働部長
鍛 治 千鶴子	弁 護 士
金 森 トシエ	神奈川県婦人総合センター開設準備担当参事
笹 本 六 朗	㈱ソニープラザ社長
塩 本 順 子	全日本労働総同盟組織局青年婦人対策部副部長
多 田 とよ子	センセン同盟 常任執行委員
館 脇 匡 雄	日本経営者団体連盟 労務管理部長
田 辺 照 子	明治大学教授
松 田 保 彦	横浜国立大学教授
松 本 惟 子	全日本電機機器労働組合連合会 婦人対策部長
○三 淵 嘉 子	弁 護 士
山 野 和 子	日本労働組合総評議会 常任幹事
和 田 勝 美	全国勤労青少年会館 館 長

Ⅱ 婦人の公職参加状況調べ（昭和57年） 労働省婦人少年局

1. 国会及び地方議会における婦人の状況

(1) 国会及び地方議会における婦人議員の数

区 分	議員総数	婦人議員数	婦人の比率	前回の比率
国 会 議 員	人	人	%	%
衆 議 院	505	9	1.8	1.8
参 議 院	247	16	6.5	6.4
地 方 議 会 議 員				
都 道 府 県 議 会	2,825	33	1.2	1.2
市 議 会	20,067	456	2.3	2.2
町 村 議 会	46,874	296	0.6	0.6
特 別 区 議 会	1,045	73	7.0	6.7

（衆院・参院各事務局、自治省選挙部調べ）

注 1. 衆・参議員は、57.8現在の現員数である。前回比率は55.7現在の現員数である。

2. 地方議会議員は、56.12.3.1現在の現員数である。前回比率は55.6.1現在の現員数である。

(2) 地方議会の婦人議長

- ・大阪府吹田市議会議長 富 田 津矢子
- ・島根県杵木村会議長 澄 川 咲 子

（57.6.1現在 婦人少年局調べ）

2. 各種審議会等における婦人の参加状況

(1) 法律に基づいて設置されている国の審議会等の委員数

区 分	審 議 会 総 数	婦人委員 を 含 む 審議会数	婦人委員 を含む 議会の 率	委 員 数	婦 人 委 員 数	婦人委員 の 比 率	
			%	人	人	%	
5 0 年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	2.4	
5 5 年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1	
5 6 年6月1日	201	100	49.8	4,608	197	4.3	
5 7 年6月1日	国	479	211	44.1	8,408	360	4.3
	中 央	201	100	49.8	4,632	200	4.3
	地方支分部局	278	111	39.9	3,776	160	4.2

- 注 1. 国家行政組織法第8条に基づく審議会等を対象に、中央は総理府が、地方支分部局は労働省が調査した。
2. 57年6月1日現在、活動を停止したり、又は任命手続中の審議会は、中央が10、地方支分部局が3であり、この統計表には含まれていない。
3. 委員数は、57年6月1日現在、任命されている委員の実数である。
4. 56年以前は、中央のみの数字である。

(2) 都道府県における審議会等

① 法律に基づいて設置されている審議会等の委員数(都道府県及び指定都市)

	名 称	総(実)数	うち女子	女子の比率	前年の比率
都	危険物取扱者試験委員	348	0	—	
	都道府県防災会議	2,626	0	—	
	都道府県交通安全対策会議※	1,116	0	—	
	都道府県自然環境保全審議会	1,370	63	4.6	4.1
	都道府県公害対策審議会	1,288	53	4.1	3.8
	都道府県水質審議会※	882	24	2.7	2.3
	温泉審議会※	607	10	1.6	1.2
	保健所運営協議会※	1,256	150	11.9	11.9
	都道府県優生保護審査会※	418	49	11.7	11.6
	地方精神衛生審議会※	385	18	4.7	4.5
	精神衛生診査協議会	236	4	1.7	4.2
	結核診査協議会	3,286	130	4.0	3.6
	都道府県環境衛生適正化審議会※	476	90	18.9	17.3
	医療機関整備審議会※	797	38	4.8	4.6
	公的医療機関運営審議会※	301	14	4.7	4.1
	あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会※	345	3	0.9	1.7
	あん摩、マッサージ、指圧師、はり師及びきゅう師試験委員※	492	15	3.1	
	柔道整復師試験委員※	128	3	2.3	
	歯科技工士試験審議会	245	1	0.4	
府	准看護婦試験委員	685	251	36.6	
	麻薬中毒審査会	224	4	1.8	
	民生委員審査会	444	90	20.3	19.1
	地方社会福祉審議会※	1,087	121	11.1	10.8
	児童福祉審議会	907	206	22.7	22.2
	地方心身障害者対策協議会※	723	20	2.8	2.1
	保母試験委員※	446	128	28.7	
	地方社会保険医療協議会	938	6	0.6	1.3
	国民健康保険審査会	437	5	1.1	
	都道府県職業訓練審議会	664	33	5.0	3.3
県	都道府県農業共済保険審査会※	404	1	0.2	0.7
	都道府県開拓審議会※	719	0	—	
	都道府県森林審議会	671	8	1.2	1.2

名 称		総(実)数	うち女子	女子の比率	前年の比率
都 道 府 県	電気工事士試験委員	573	2	0.3	
	都道府県地代家賃審査会※	16	0	—	—
	都道府県建設工事紛争審査会	572	5	0.9	
	都道府県水防協議会※	735	0	—	—
	都道府県建築審査会	315	1	0.3	0.6
	都道府県建築士審査会	398	2	0.5	
	都市計画地方審議会	1,193	7	0.6	0.3
	開発審査会※	321	1	0.3	
	私立学校審議会	613	43	7.0	7.3
	公害被害者認定審査会※	136	4	2.9	
	新産業都市建設協議会※	853	7	0.8	
	漁協管理会※	1,306	0	—	
	地方港湾審議会※	1,542	2	0.1	
	土地区画整理審議会※	499	3	0.6	
	教科用図書選定審議会※	883	60	6.8	5.7
	地方産業教育審議会※	657	34	5.2	4.9
	スポーツ振興審議会	828	78	9.4	9.0
	地方職業安定審議会※	644	44	6.8	6.6
	国土利用計画地方審議会※	1,138	35	3.1	2.8
小 計		49,482	3,217	(6.5 7.8)	(7.5)
指 定 都 市	市町村防災会議	586	3	0.5	
	民生委員推薦会	137	21	15.3	
	公害被害者認定審査会※	99	3	3.0	
	地方社会福祉審議会	249	25	10.0	8.9
	地方心身障害者対策協議会※	156	7	4.5	3.6
	保健所運営協議会	2,407	288	12.0	11.4
	結核診査協議会	537	30	5.6	5.6
	国民健康保険運営協議会	203	26	12.8	10.8
	損害評価会※	229	0	—	
	漁港管理会※	42	0	—	
	地方港湾審議会※	245	3	1.2	
	水防協議会※	136	3	2.2	
	土地区画整理審議会※	597	3	0.5	
	建築審査会	68	1	1.5	
	指定都市児童福祉審議会	210	43	20.5	18.9
小 計		5,901	456	(7.7 11.1)	(10.4)
合 計		55,383	3,673	(6.6 8.0)	(7.3)

(57.6.1 現在 婦人少年局調べ)

注 1. 都道府県及び指定都市の小計及び合計の () 内比率は、前回と同じ調査対象による比率である。

2. ※印は未設置又は未発令の県、市のあるもの。

② 地方自治法（１８０条）に基づいて設置されている委員会の委員数

区 分	名 称	総（実）数	うち女子	女子の比率	前回比率 (56.61)
都 道 府 県	教 育 委 員 会	235	26	11.1	10.2
	選 挙 管 理 委 員 会	187	14	7.5	7.5
	人 事 又 は 公 平 委 員 会	141	1	0.7	0.7
	監 査 委 員	186	0	—	—
	公 安 委 員 会	159	1	0.6	0.6
	地 方 労 働 委 員 会	787	1	0.1	0.1
	収 用 委 員 会	341	3	0.9	—
	海 区 漁 業 調 整 委 員 会※	931	0	—	—
	内 水 海 業 管 理 委 員 会	465	2	0.4	0.2
	小 計	3,435	48	1.4 (1.4)	(1.2)
指 定 都 市	教 育 委 員 会	50	7	14.0	12.5
	選 挙 管 理 委 員 会	220	14	6.4	6.1
	人 事 又 は 公 平 委 員 会	30	0	—	—
	監 査 委 員	40	0	—	5.0
	農 業 委 員 会	1,186	1	0.1	
	固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	102	2	2.0	
	小 計	1,628	24	1.5 (6.2)	(6.4)
合 計		5,063	72	1.4 (1.8)	(1.6)

(57.61現在 婦人少年局調べ)

注 1. 都道府県及び指定都市の小計及び合計の（ ）内比率は、前回と同じ調査対象による比率である。

2. ※印は未設置県のあるもの。

3. 法律に基づいて配置されている委員、相談員の数

省庁名	№	委員名	計	うち女子	女子の比率	調査時点	前回比率
最高裁判所	1	民事調停委員	9,427人	1,235人	13.1%	56.10.1	13.1%
	2	家事調停委員	9,519	3,850	40.4	56.10.1	40.3
	3	司法委員	5,149	393	7.6	57.2.1	7.5
	4	参与員	6,130	2,249	36.7	57.2.1	35.8
総理府	5	行政相談委員	4,574	358	7.8	57.6.1	7.8
法務省	6	人権擁護委員	11,411	1,497	13.1	57.6.1	12.5
	7	保護司	47,153	9,076	19.2	57.1.1	19.0
文部省	8	社会教育委員	1,038	165	15.9	57.6.1	15.0
厚生省	9	民生委員・児童委員	168,166	65,526	39.0	57.6.1	39.5
	10	婦人相談員※	372	334	89.8	57.6.1	92.5
	11	身体障害者相談員	7,964	404	5.1	57.6.1	4.2
	12	戦傷病者相談員※	1,047	9	0.9	57.6.1	0.9
	13	母子相談員	1,060	1,034	97.5	57.6.1	97.6

注1. 1～7は所轄省庁調べ、8以下は婦人少年局調べである。

2. 8以下は指定都市を含む。

3. ※印は未設置市のあるもの。

4. 地方自治体における婦人の首長

・福島県棚倉町長 藤田 満寿恵

・岐阜県穂積町長 松野 友

(57.6.1現在 婦人少年局調べ)

5. 公務員の登用状況

(1) 国家公務員の在職状況

① 国家公務員等級別在職者数（行政職（一））

（人）

等級別 男女別		計	1	2	3	4	5	6	7	8	指定職
50 年 度	計	245,577 (100.0) (100.0)	1,146 (100.0) (0.5)	4,521 (100.0) (1.8)	11,468 (100.0) (4.7)	33,560 (100.0) (13.7)	80,631 (100.0) (32.8)	54,972 (100.0) (22.4)	35,122 (100.0) (14.3)	24,157 (100.0) (9.8)	1,271 (100.0) (-)
	女子	34,517 (14.1) (100.0)	1 (0.1) (0.0)	18 (0.4) (0.1)	78 (0.7) (0.2)	457 (1.4) (1.3)	6,932 (8.6) (20.1)	15,038 (27.4) (43.6)	6,979 (19.9) (20.2)	5,014 (20.8) (14.5)	1 (0.1) (-)
	男子	211,060 (85.9) (100.0)	1,145 (99.9) (0.5)	4,503 (99.6) (2.1)	11,390 (99.3) (5.4)	33,103 (98.6) (15.7)	73,699 (91.4) (34.9)	39,934 (72.6) (18.9)	28,143 (80.1) (13.3)	19,143 (79.2) (9.1)	1,270 (99.9) (-)
	計	247,100 (100.0) (100.0)	1,418 (100.0) (0.6)	5,041 (100.0) (2.0)	15,959 (100.0) (6.5)	45,456 (100.0) (18.4)	78,550 (100.0) (31.8)	51,805 (100.0) (21.0)	27,133 (100.0) (11.0)	21,738 (100.0) (8.8)	1,559 (100.0) (-)
	女子	34,825 (14.1) (100.0)	6 (0.4) (0.0)	33 (0.7) (0.1)	167 (1.0) (0.5)	1,240 (2.7) (3.6)	10,857 (13.8) (31.2)	13,671 (26.4) (39.3)	4,973 (18.3) (14.3)	3,878 (17.8) (11.1)	3 (0.2) (-)
	男子	212,275 (85.9) (100.0)	1,412 (99.6) (0.7)	5,008 (99.3) (2.4)	15,792 (99.0) (7.4)	44,216 (97.3) (20.8)	67,693 (86.2) (31.9)	38,134 (73.6) (18.0)	22,160 (81.7) (10.4)	17,900 (82.3) (8.4)	1,556 (99.8) (-)

（人事院「国家公務員任用状況調査報告」）

注 1. ()は構成比（上一男女別、下一等級別）

2. 各年度末現在の数字

② 裁判官数

区 分	総 総			判 事			判 事 補		
	計	女	女子の比率	計	女	女子の比率	計	女	女子の比率
52年4月	2,703 人	58 人	21 %	2,102 人	31 人	15 %	601 人	27 人	45 %
55年6月	2,747	76	2.8	2,134	43	20	613	33	5.4
57年6月	2,767	79	2.9	2,158	44	2.0	609	35	5.7

（最高裁判所調べ）

※ 女性が所長である裁判所（昭和57年6月1日現在） 静岡家庭裁判所 所長 野田愛子

③ 検 察 官 数

区 分	総 数			一 級			二 級					
				検 事			検 事			副 検 事		
	総 数	女	女子の比率	総 数	女	女子の比率	総 数	女	女子の比率	総 数	女	女子の比率
52年3月31日	2,103人	22人	1.0%	521人	2人	0.4%	693人	19人	2.7%	889人	1人	0.1%
55年3月31日	2,129	25	1.2	537	5	0.9	701	19	2.7	891	1	0.1
57年3月31日	2,129	27	1.3	553	4	0.7	685	22	3.2	891	1	0.1

(法務省調べ)

(2) 国・公立学校の教員数及び登用状況

① 小学校、中学校、高等学校の教員数及び校長、教頭の数

区 分		小 学 校	中 学 校	高 等 学 校
教 員 総 数	計	472,313人	262,291人	192,796人
	男 子	206,610	175,543	161,463
	女 子	265,703	86,748	31,333
	女子の比率	56.3%	33.1%	16.3%
	前回の比率	56.5	32.6	18.0
校 長	計	23,557人	9,769人	3,720人
	男 子	23,085	9,756	3,712
	女 子	472	13	8
	女子の比率	2.0%	0.1%	0.2%
	前回の比率	2.2	0.2	2.7
教 頭	計	24,274人	10,640人	5,281人
	男 子	23,439	10,588	5,268
	女 子	835	52	13
	女子の比率	3.4%	0.5%	0.2%
	前回の比率	3.5	0.5	1.0

(57.5.1現在 文部省「学校基本調査」)

注 前回の比率は56.5.1現在

② 大学、短期大学、高等専門学校の教員数及び学長、副学長、教授、助教授の数

区 分		大 学	短 大	高 専
学 校 数		129	87	58
教 員 総 数	計	55,800人	2,787人	3,569人
	男 子	52,641	1,867	3,541
	女 子	3,159	920	28
	女子の比率	5.7%	33.0%	0.8%
	前回の比率	5.7	32.7	0.9
学 長	計	128人	46人	58人
	男 子	128	46	58
	女 子	0	0	0
	女子の比率	—%	—%	—%
	前回の比率	—	—	—
副 学 長	計	39人	2人	—人
	男 子	39	2	—
	女 子	0	0	—
	女子の比率	—%	—%	—%
	前回の比率	—	—	—
教 授	計	16,012人	883人	1,178人
	男 子	15,714	758	1,174
	女 子	298	130	4
	女子の比率	1.9%	14.7%	0.3%
	前回の比率	1.9	14.7	0.4
助 教 授	計	14,459人	875人	1,385人
	男 子	13,868	629	1,384
	女 子	591	246	1
	女子の比率	4.1%	28.1%	0.1%
	前回の比率	3.9	28.2	0.1

(57.5.1現在 文部省「学校基本調査」)

注 前回の比率は56.5.1現在

(3) 地方公務員の在職、登用状況

① 53年度地方公務員の職種別、男女別職員数

区 分	計	男	女
全 職 種	3,062,499人	2,041,844人	1,020,655人(33.3)%
一 般 職 員	1,920,014	1,296,573	623,441 (32.5)
一 般 行 政 職	1,001,175	693,304	307,871 (30.8)
税 務 職	86,680	71,838	14,842 (17.1)
研 究 職	17,028	16,025	1,003 (5.9)
医師・歯科医師職	13,878	12,666	1,212 (8.7)
薬剤師・医療技術職	403,64	213,43	190,21 (47.1)
看護・保健職	96,754	16,44	95,110 (98.3)
教育公務員	926,068	540,588	385,480 (41.6)
警察官	202,874	198,956	3,918 (1.9)

(53.4.1現在 自治省「昭和53年度地方公務員給与の実態」)

注1. 職種の内訳は抜粋である。

2. ()の数字は総数に対する女子の比率

② 地方公務員の登用状況

イ 都道府県における管理職(本庁の課長相当職以上)の数

区 分		実 数	男	女	女子の比率	前 回 比 率 (5 6.6.1)
本 庁 組 織	計	1 1 0 6 1	1 0 9 6 9	9 2	0.8	—
	知事部局	9 0 6 1	8 9 7 4	8 7	1.0	0.8
	そ の 他	2 0 0 0	1 9 9 5	5	0.3	—
出 先 機 関		1 3 2 3 4	1 2 7 7 3	4 6 1	3.5	3.4

(57.6.1現在 婦人少年局調べ)

注1. 本庁組織の「その他」は、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会、地方労働委員会等
附属組織の事務局である。

2. 「出先機関」は知事部局の出先機関のみである。

3. 前回の調査範囲は知事部局のみである。

□ 都道府県における女子管理職の役職（本庁組織）

区 分		女子管理 職 総 数	局 長 級	部 長 級	次 長 級	課 長 級
知事部局	実 数	87	1	3	5	78
	比 率	100.0	1.1	3.4	5.7	89.7
	前回実数	69	0	4	3	62
その他	実 数	5	0	0	2	3
主 な 役 職 名	知 事 部 局		○福祉局長	○県民部参事 ○職業訓練部長 ○婦人少年部長	○県民部次長 ○福祉部次長 ○厚生部次長 ○青少年婦人室 長	○県民生活課長、県民課長等 ○観光課長 ○老人福祉課長、高齢者福祉 課長、国民健康保険課長 ○婦人対策課長、婦人政策室 長、青少年婦人課長外婦人 青少年関係 ○保健指導課長、予防課長外 環境、保健衛生関係 ○その他総務関係、農業関係
	そ の 他				○人事委員会事 務局次長 ○教育委員会文 化部長	○教育委員会 文化振興課副参事 学校保険課長 社会教育主事

（ 5 7.6.1 現在 婦人少年局調べ ）

注 前回実数は 5 6.5.1 現在。

ハ 都道府県における女子管理職の主な役職(出先機関)

主 な 機 関 及 び 役 職 名	実 数	構 成 比
総 数	人 4 6 1	% 1 0 0.0
○保健所の所長(104)、次長、支所長(7)、医長、保険予防課長、公衆衛生管理監、主幹(管)、保健室長等(25)	1 3 6	2 9.5
○各種医療施設の所(院、園)長(3)、副院長(2)、専門科医長、部長、副部長、主幹、副参事(13)	1 8	3.9
○公立病院副院長(1)、医長、専門科部長(17)、医監、課長、主幹(15)	3 3	7.2
○医療施設、公立病院の総看護婦長(45)、副総看護婦長(2)、看護部(室)長(37)、副部長(5)、看護課長(1)	9 0	1 9.5
○福祉、医療関係専門学校校(院、所)長(9)、副校(院)長(5)、教頭、教授、専門部部長、課長、技幹等(15)	2 9	6.3
○公立大学・短大教授(8)、助教授、主幹(5)	1 3	2.8
○医療及び農業関係研究所室(部)長(4)、研究(室)員、主幹、技幹(5)	9	2.0
○職業訓練、就業援助施設の長(10)	1 0	2.2
○婦人(勤労婦人)、児童、老人福祉施設等の長(7)、次長、課長、技幹(3)	1 0	2.2
○社会福祉事務所、婦人・児童相談所の長(7)、参事(1)	8	1.7
○生活科学センター、消費センター所(館)長(8)、次長(1)	9	2.0
○農業改良普及所次長、課長、副参事(7)	7	1.5
○県民関係行政センター所長、課長(3)、税務課長、東京事務所副参事、その他(4)	7	1.5
○その他(婦人科長、看護専門学校副校長等内訳不明)	8 2	1 7.8
前回(5 6.6.1)の女子管理職総数	4 9 4	—

(5 7.6.1 現在 婦人少年局調べ)

注 1. 調査範囲は知事部局の出先機関のみである。

2. ()内は内数。

ニ 指定都市における管理職（本庁の課長相当職以上）の数

区 分		実 数	男	女	女子の比率	前回比率 (5 6.6.1)
本 庁 組 織	計	2,885	2,864	21	0.7	—
	市長部局	2,287	2,270	17	0.7	0.9
	その他	598	594	4	0.7	—
出 先 機 関		3,332	3,204	128	3.8	3.9

(5 7.6.1 現在 婦人少年局調べ)

- 注 1. 本庁組織「市長部局」は大阪を除く。
 2. 本庁組織「その他」は、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会等附属組織の事務局である。
 3. 出先機関は市長部局の出先機関のみであり、大阪を除く。
 4. 前回の調査範囲は市長部局のみである。

ホ 指定都市における女子管理職の役職（本庁組織）

区 分		女子管理職総数	部 長 級	課 長 級
市長 部 局	実 数	27	6	21
	比 率	100.0	22.2	77.8
	前回実数	31	6	25
その他	実 数	4	0	4
主 な 役 職 名	市 長 部 局	○民生局保育部長 ○衛生部参事 ○環境保健局医務 監 ○職員共済組合事 務局長	○相談課長、広聴課長 ○消費生活課長 ○婦人問題担当室長外婦人、青少年関係 ○保健予防課長外、保健衛生関係 ○保育部主幹	
	そ の 他		○教育委員会 文化振興課長代理 婦人教育課長及び課長代理 保健体育課長	

(5 7.6.1 現在 婦人少年局調べ)

注 前回実数は5 6.6.1 現在。

へ 指定都市における女子管理職の主な役職（出先機関）

主 な 機 関 及 び 役 職 名	実 数	構 成 比
総 数	人 147	% 100.0
○保健所の所長（26）、支所・出張所長（3）、保健予防課長、次長、参事、主幹（38）	67	45.6
○各種医療施設の棟長、室長、主幹	4	2.7
○公立病院の長（1）、医長、専門科部長（13）、副医長、主幹（14）	28	19.0
○公立病院の総看護婦長（18）、看護科（課、部）長（5）、副（総）看護（婦、課）長等（9）	32	21.8
○研究所課長、主幹	3	2.0
○看護学校教務課（科）長	3	2.0
○保育科（園）、（勤労）青少年センター等の所（館）長（5）、児童相談所、消費センターの主幹等（5）	9	6.1
○区 長	1	0.7
前回（56.6.1）の女子管理職総数	144	—

（57.6.1現在 婦人少年局調べ）

注 1. 調査範囲は市長部局の出先機関のみである。

2. （ ）は内数。

6. 公務員の採用状況

(1) 国家公務員の採用状況

① 国家公務員採用試験区分別採用等の状況（試験実施年度別）

区 分		昭 和 5 0 年 度			昭 和 5 6 年 度		
		総 数	男	女	総 数	男	女
上 級 (甲)	申 込 者	37,825	36,000	1,825 (4.8)	40,770	38,103	2,667 (6.5)
	合 格 者(A)	1,206	1,172	34 (2.8)	1,361	1,305	56 (4.1)
	採 用 者(B)	678	663	15 (2.2)	648	616	32 (4.9)
	(B)/(A) %	56.2	56.6	44.1	47.6	47.2	57.1
上 級 (乙)	申 込 者	43,92	39,92	3,95 (9.0)	42,06	38,18	3,88 (9.2)
	合 格 者(A)	99	88	11 (11.1)	90	75	15 (16.7)
	採 用 者(B)	57	54	3 (5.3)	54	47	7 (13.0)
	(B)/(A) %	57.6	61.4	27.3	60.0	62.7	46.7
中 級	申 込 者	47,016	37,538	9,478 (20.2)	69,957	56,677	13,260 (19.0)
	合 格 者(A)	1,622	1,410	212 (13.1)	3,428	2,993	435 (12.7)
	採 用 者(B)	869	776	93 (10.7)	1,485	1,344	141 (9.5)
	(B)/(A) %	53.6	55.0	43.9	43.3	44.9	32.4
初 級	申 込 者	147,493	83,798	63,695 (43.2)	146,365	90,944	55,421 (37.9)
	合 格 者(A)	17,872	12,297	5,562 (31.1)	19,783	14,172	5,611 (28.4)
	採 用 者(B)	6,675	4,956	1,719 (25.8)	7,876	6,374	1,502 (19.1)
	(B)/(A) %	37.3	40.3	30.9	39.8	45.0	26.8

（人事院任用局調べ）

注 1. () の数字は総数に対する女子の割合

2. 採用者について

- 上級（甲）…………… { 50年度は採用候補者名簿の失効時の状況
56年度は57.4.1現在の状況
- 上級（乙）…………… { 50年度は採用候補者名簿の失効時の状況
56年度は57.4.1現在の状況
- 中 級…………… { 50年度は採用候補者名簿の失効時の状況
56年度は57.4.30現在の状況
- 初 級…………… { 50年度は翌年10月31日現在の状況
56年度は57.4.30現在の状況

3. 昭和56年度上級職女子採用状況（省庁別、昭和57年4月1日現在）

(1) 上級（甲）

- イ 昭和56年度採用試験に基づくもの……32人
人事院1、法務省3、大蔵省4、文部省4、厚生省4、
農林水産省11、工業技術院1、特許庁2、労働省3、建設省1
- ロ 旧年名簿に基づくもの……2人
農林水産省1、特許庁1

(2) 上級（乙）

- 昭和56年度採用試験に基づくもの……7人
文部省6、郵政省1

4. 昭和56年度外務上級職女子採用者数……2人

② 裁判所職員採用試験の申込者、合格者、採用者数

区 分		昭 和 5 5 年 度			昭 和 5 6 年 度		
		総 数	男	女	総 数	男	女
上級裁判所職員	申 込 者	人 5,223	人 4,064	人 % 1,159(22.2)	人 4,866	人 3,719	人 % 1,147(23.6)
	最終合格者 (A)	184	147	37(20.1)	177	141	36(20.3)
	採 用 者 (B)	106	85	21(19.8)	122	99	23(18.9)
	(B)/(A) %	57.6	57.8	56.8	68.9	70.2	63.9
中級裁判所職員	申 込 者	10,406	8,379	2,027(19.5)	10,667	8,462	2,205(20.7)
	最終合格者 (A)	300	246	54(18.0)	397	309	88(22.2)
	採 用 者 (B)	166	133	33(19.9)	181	146	35(19.3)
	(B)/(A) %	55.3	54.1	61.1	45.6	47.2	39.8
初級裁判所職員	申 込 者	9,101	4,095	5,006(55.0)	9,032	4,077	4,955(54.9)
	最終合格者 (A)	419	251	168(40.1)	412	265	147(35.7)
	採 用 者 (B)	201	122	79(39.3)	166	106	60(36.1)
	(B)/(A) %	48.0	48.6	47.0	40.3	40.0	40.8

(最高裁判所調べ)

注 () の数字は総数に対する女子の比率

③ 司法試験申込者、合格者数

区 分	53 年 度			55 年 度			56 年 度		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
申込者(A)	人 29,390	人 27,673	人 1,717 (5.8)	人 28,656	人 26,904	人 1,752 (6.1)	人 27,816	人 26,031	人 1,785 (6.4)
合格者(B)	485	453	32 (6.6)	486	437	49 (10.1)	446	413	33 (7.4)
(B)/(A)%	1.7	1.6	1.9	1.7	1.6	2.8	1.6	1.6	1.8

(法務省調べ)

註 1. 第二次試験の申込者・合格者数

2. ()の数字は総数に対する女子の比率

④ 司法修習生の男女別採用者数及びその後の進路状況(55年度)

区 分	採用者数	終了者総数	進 路 区 分				
			判 事 補	簡 裁 判 事	検 察 官	弁 護 士	そ の 他
総 数	人 503	人 496	人 62	人 0	人 53	人 377	人 4
男	464	458	60	0	51	343	4
女	39 (8.4)	38 (7.7)	2 (3.2)	0 (—)	2 (3.9)	34 (9.0)	0 (—)

(最高裁判所調べ)

注 1 採用者数は昭和55年4月1日現在、終了者総数は修習終了直後の数による。

2. ()の数字は総数に対する女子の比率

3. 採用者数と終了者総数との差7人の内訳は死亡・留年・罷免である。

(2) 地方公務員採用状況

① 都道府県（一般行政職）における採用試験の合格者、採用者（５６年度）

区 分		計	男	女	女子の比率	前回比率 (５６.６.１)
上 級 (大学卒)	合 格 者	2,917 ^人	2,771 ^人	146 ^人	5.0%	5.0%
	採 用 者	2,220	2,134	86	3.8	4.1
中 級 (短大卒)	合 格 者	1,085	836	249	22.9	16.9
	採 用 者	497	395	102	20.5	14.6
初 級 (高校卒)	合 格 者	3,434	2,164	1,270	37.0	34.6
	採 用 者	1,924	1,259	665	34.6	33.7

(５７.６.１現在 婦人少年局調べ)

注１. 採用者のうち、上級は東京を除く。

注２. 前回比率は、採用者のうち、上級は東京、神奈川を除き、中級は東京、神奈川、広島を除き、初級は東京、神奈川を除いた比率である。

② 指定都市（一般行政職）における採用試験の合格者、採用者（５６年度）

区 分		計	男	女	女子の比率	前回比率 (５６.６.１)
上 級 (大学卒)	合 格 者	770 ^人	691 ^人	79 ^人	10.3%	11.3%
	採 用 者	704	637	67	9.5	8.8
中 級 (短大卒)	合 格 者	134	101	33	24.6	34.2
	採 用 者	105	77	28	26.7	48.3
初 級 (高校卒)	合 格 者	618	324	294	47.6	47.5
	採 用 者	687	400	287	41.8	38.6

(５７.６.１現在 婦人少年局調べ)

注１. 上級、中級、初級の合格者は大阪を除く。

注２. 前回比率は、合格者のうち、上級、中級、初級とも大阪を除いた比率である。

Ⅲ 勤労者及び勤労者世帯の妻の家族意識に関する調査 結果概要

1 男女の共同参加に関する事項

(昭和57年4月)

(調査の概要)

この調査は、勤労者世帯の家族意識や家庭機能、婦人の就労意識等が、性別、年代、配偶関係、職業の有無等により、どのように異なるかを明らかにすることを目的とした事例的調査であり、20代の未婚勤労者男子及び女子各200人、既婚勤労者男子及び女子各300人(20代、30代、40代各100人ずつ)、既婚無職女子300人(20代、30代、40代各100人ずつ)の計1,300人を全国から選定した。また、勤労者については、男女、年代、グループ別に事務系、労務系が約半数ずつ、既婚勤労者男子は共働き、非共働きが約半数ずつ、勤労者女子は全員共働きとなるよう選定した。調査は、昭和56年9月に全国の婦人少年室が調査票を配付、回収した。

(調査結果の概要)

1 家庭機能に関する事項について

- (1) 男性が家事・育児に参加することについては、「男もできれば家事・育児に参加する方がよい」(4割～5割)など、男性の家事・育児への参加を肯定する意見は、未・既婚、男女のいずれのグループにおいても大部分を占める。これに対し、「男は仕事に専念すべきだ」は、未・既婚、男女別のどのグループにも1割～2割ある(図1)。
- (2) 「いつもする」、「時々する」の程度を問わず、「夫」が家事・育児を「する」のは、勤労者男子、勤労者女子、無職女子のどのグループでも半数に満たず、「しない」割合が高い。そのなかで、無職女子の「夫」が最も「しない」傾向が高い。

夫が行う家事・育児の中で「する」割合が最も高いのは、いずれのグループも、「子供の遊び相手・お守り」、「大工仕事・修理」、「自分の身の回りの始末」の3項目で、このほか、「自治会や町内の共同作業や会合」「子供の勉強指導」、「学校・保育園などの行事」が比較的多い。「しない」が多いのは、「掃除」、「洗たく」、「朝食」と「夕食」の仕度、「食器洗い」であり、どのグループでも7割以上を占める(図2)。

なお、共働き・核家族の「夫」の家事・育児を「する」割合は、非共働き・核家族の「夫」と比較してあまり大きな差はない(表1)。

- (3) 妻が病氣や留守のときの家事・育児については、「母などがする」が半数近くあり、次いで「夫がする」(約4割)が高くなっている。しかし、この中で、共働き・核家族では、「夫がする」が6割と高い。
- (4) 親が働いている間、共働き・非核家族では、未就学児の世話は「一日中母など家族の者がみている」が約4割で最も多く、次いで「幼稚園が終ってから母など家族の者がみている」(約4割)と合わせて約8割は家族がみている。これに対して、共働き・核家族であって、未就学児のいる場合は、「保育園にあずけている」が約半数であり、小学生以上の子供だけいる場合には「学校が終ってから子供だけで家にいる」が多い。
- (5) 共働き・非核家族において、小学生以下の病児の世話は、「母など家族の者がみる」が最も多く、次いで多いのは「妻が仕事を休んでみる」であり、「夫夫妻のどちらか都合がつく方が休む」は約1割と少ない。

これに対して、共働き・核家族の場合は、「妻が仕事を休んでみる」が半数以上を占める。

図1 男性が家事・育児にたずさわることをどう思うか

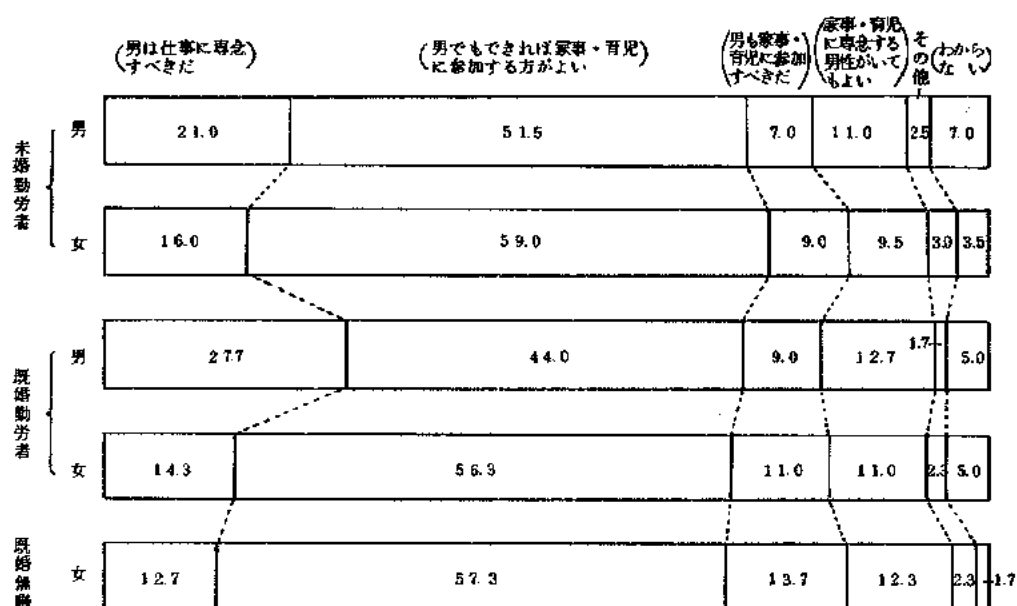
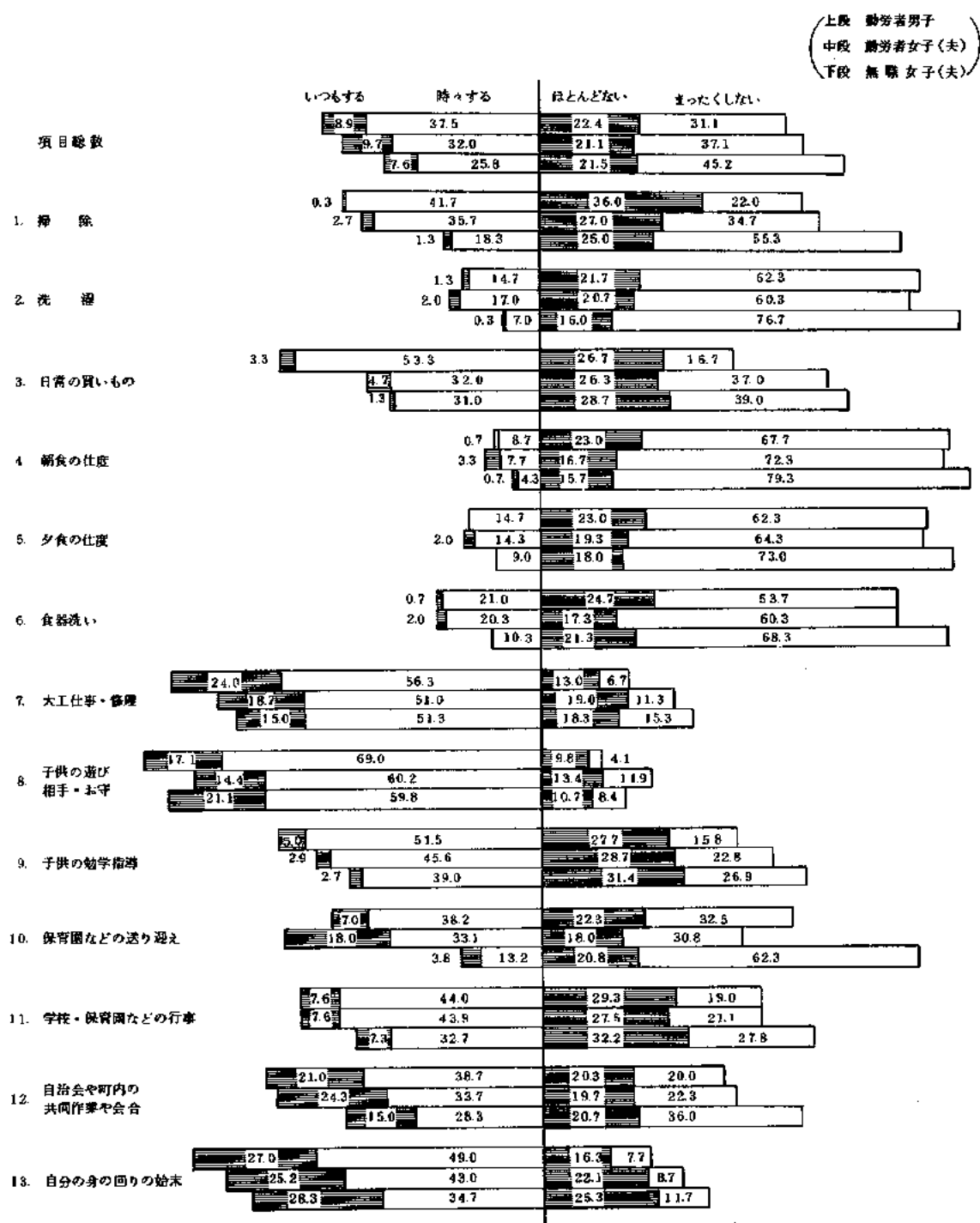


表1 夫の家事・育児を「する」割合

家事・育児の項目	勤 労 者		無 職	(男) 核 家 族		(女) 核 家 族		(女) 非核家族
	男	女	女	共働き	非共働き	共働き	非共働き	共働き
項 目 総 数	464	417	333	507	448	460	344	368
掃 除	420	384	196	542	370	470	208	276
洗 濯	160	190	73	362	120	271	86	89
日 常 の 買 物	566	367	322	578	543	415	334	306
朝 食 の 仕 度	94	110	50	132	109	162	59	44
夕 食 の 仕 度	147	163	90	229	120	235	90	82
食 器 洗 い	217	223	103	397	174	313	98	112
大 工 仕 事 ・ 修 理	803	697	663	783	854	711	667	686
子 供 の 遊 び 相 手 ・ お 守	861	746	809	831	874	740	814	745
子 供 の 勉 学 指 導	565	485	417	551	559	470	446	488
子 供 の 送 り 迎 え	452	511	170	539	370	597	176	415
学 校 ・ 保 育 園 などの 行 事	516	515	400	533	457	516	424	518
自 治 会 や 学 校 の 共 同 作 業 や 会 合	597	580	433	578	576	584	451	567
自 分 の 身 の 回 り の 始 末	760	687	630	795	729	717	659	657

注 「する」のパーセントは、「いつもする」、「時々する」の合計。太ワクは「する」が5割を超えるもの。

図2 夫は家事・育児にどの程度参加するか

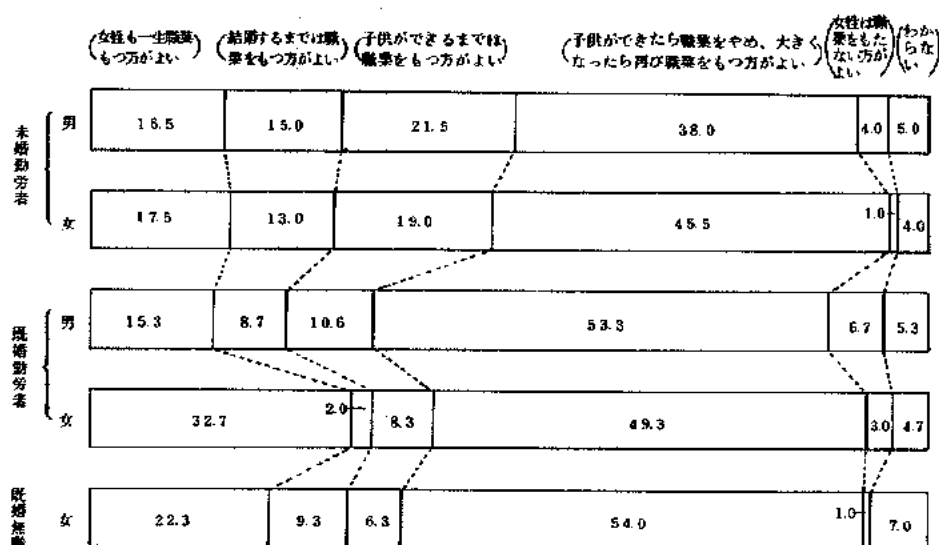


2 婦人の就労等社会参加に関する事項について

- (1) 女性が職業をもって働くことについては、未・既婚、男女のいずれのグループでも、「子供ができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が最も多い。

未婚男女では、次いで「子供ができるまでは職業をもつ方がよい」が多い。また既婚の勤労者男女、無職女子では、次いで「女性も一生職業をもつ方がよい」が多く、特に、勤労者女子で多い。また、共働き・非核家族の男女に多い(図3)。

図3 女性が職業をもって働くことをどう思うか



- (2) 結婚の意志を持つ未婚男女の中で、「共働きでもよい」が半数あり、「共働きでいたい」も含め、共働きを肯定するものは6割程度あり、これに対し、「できるなら共働きはしたくない」、「絶対に共働きはしたくない」は3割程度である。また、「共働きでもよい」男女では、ともに「子供ができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が約5割を占める。また、「できるなら共働きはしたくない」と答えた者の中でも、男子は、「結婚するまでは職業をもつ方がよい」と「子供ができるまでは職業をもつ方がよい」を合わせると約6割あり、女子は、「子供ができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が約5割となっている。

- (3) 未・既婚勤労者女子の就労継続希望は、

未婚女子が「結婚するまで」と「子供ができるまで」働きたいが大半を占めているのに対し、既婚女子は、「定年まで(できるだけ長く)働きたい」が約6割を占める。

- (4) 既婚無職女子は、「働く機会があったり、子供に手がかからなくなったら外に出てなにかしたいか」について、過半数は「就職したい」と答え、これに次いで「趣味・レジャー活動をしたい」(約3割)が多い。
- (5) 未・既婚勤労者女子の働く理由は、いずれも「生活を豊かにしたり、小遣いがほしいから」が約3割で最も多く、次いで未婚女子は、「働かないと生活できないから」、「働くことは当然だから」が多く、既婚女子は「働かないと生活できないから」が多い。無職女子の「就職したい」人の働く理由は、「生活を豊かにしたり、自分の小遣

いがほしいから」が最も多く、「社会的経験をした」や「自分の技術や能力を生かしたいから」がそれに次ぐ。

- (6) 女性が結婚後も職業をもって外で働くためにはどんなことが必要かについては、未婚・既婚、男女のどのグループにおいても、

「保育所の充実」、「社会全体の労働時間の短縮や休暇の増大」、「女性が高め家庭との両立に努力すること」、「育児休業制度の普及」、「男性も家事・育児にたずさわる」という意識の変化」の5項目が高い(表2)。

図4 結婚する場合共働きでもよいか

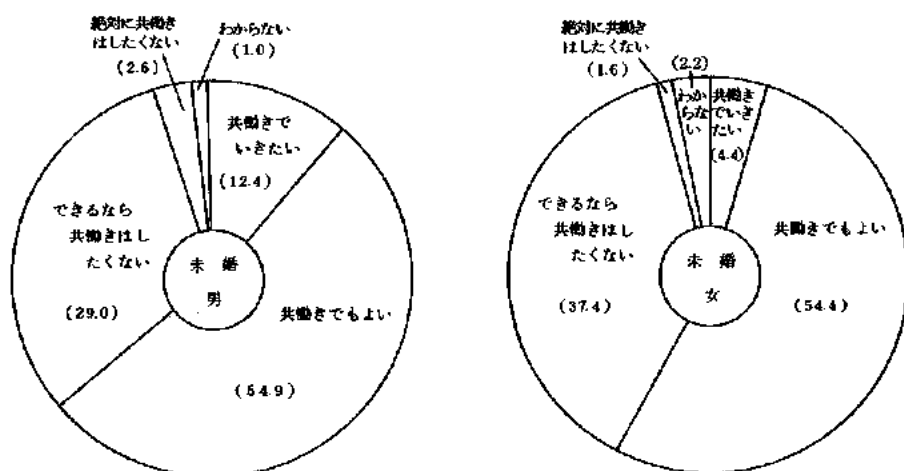


表2 女性が結婚後も職業をもって働くために必要なこと

女性が結婚後も職業をもって働くために必要なこと	未婚勤労者		既婚勤労者		既婚無職
	男	女	男	女	女
計	458 (100.0)	531 (100.0)	742 (100.0)	836 (100.0)	943 (100.0)
家事がさらに合理化されること	7.9	7.5	8.9	8.6	6.2
保育施設の充実	17.2	16.9	18.8	17.9	20.8
労働時間の短縮や休暇の増大	21.2	13.9	17.8	15.8	11.8
育児休業制度の普及	12.4	14.9	11.6	13.8	15.4
看護休暇制度の普及	2.8	3.2	3.4	5.7	6.3
ホームヘルプ制度などの家事援助制度の設置	2.2	1.9	3.6	3.3	5.3
男性も家事・育児にたずさわるという意識の変化	9.4	13.9	11.6	11.0	14.5
女性が高め、家庭との両立に努力すること	17.0	16.2	16.1	13.2	9.7
仕事上での男女平等が進むこと	4.6	8.7	3.6	7.9	8.0
その他	0.7	0.8	0.9	0.7	0.4
特に必要はない	1.1	0.2	1.6	0.1	0.3
わからない	3.5	1.9	2.2	1.9	1.5

2 家族形成に関する事項(昭和57年9月)

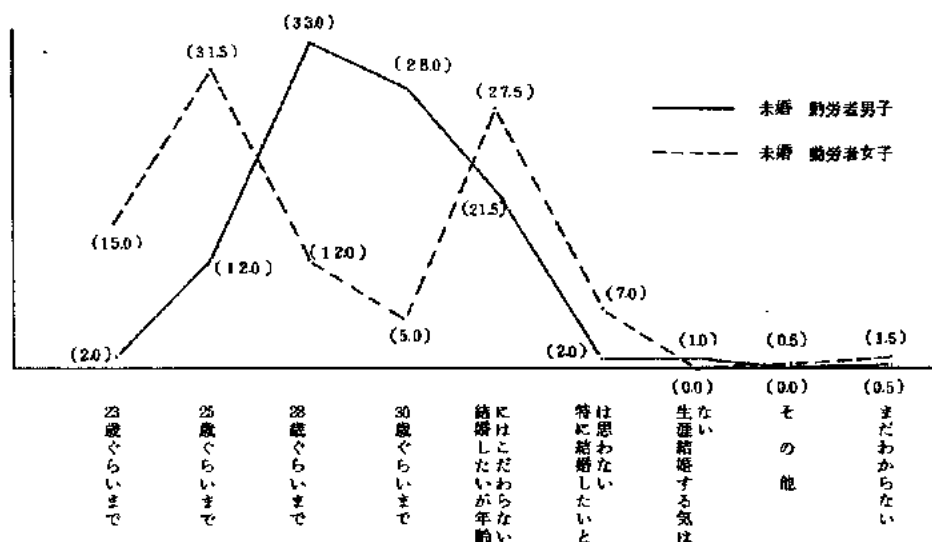
(調査結果の概要)

1 結婚について——未婚男女のほとんどが結婚を望み、離婚には大部分が否定的——

- (1) 未婚勤労者の男子は「28歳ぐらゐまで」に結婚したい者が最も多く、「30歳ぐらゐまで」を合わせて6割あるが、女子は

「25歳ぐらゐまで」が最も多く、「23歳ぐらゐまで」と合わせて半数近くある。一方、男女とも「結婚したいが年齢にはこだわらない」も2割あり、結婚の希望や意志のない男女はわずかである(図1)。

図1 幾つぐらゐまでに結婚したいか



- (2) 結婚の意志のある未婚男女が、「結婚にふみきるうえで最も重視すること」は、「経済的に生活できればいつでも結婚する」で、男女とも半数近く、「相手ができればいつでも結婚する」(2割)がそれに次ぐ。

- (3) 「結婚という形式にとらわれず、セックスも子供を生むことも自由にした方がよい」という考え方について、未・既婚勤労者男女及び既婚無職女子のどのグループも、「あまり共鳴できない」(5割前後)が最も多く、「まったく反対」を合わせると既婚グループは9割前後を占めるが、未婚グループは「共鳴できる」「ある程度共鳴できる」も4割前後ある(図2)。

- (4) 「結婚しても相手に満足できないときはいつでも離婚すればよい」という考え方に

「あまり共鳴できない」者は、未・既婚、男女いずれも半数を超え、「まったく反対」を合わせると離婚に否定的な者が6割～7割あり、「共鳴できる」「ある程度共鳴できる」はいずれも3割前後である。既婚の40代や「子供あり」の者は、他と比べて一層離婚に否定的である(図3)。

2. 出産について——出産計画をもった者は4割あり、その半数以上は経済的理由を挙げている——

- (1) 「計画的に子供をつくる」という考え方については、未・既婚、男女のどのグループも大半が「賛成」であるが、未婚より既婚グループの方が高く8割を占める。

- (2) 「人工妊娠中絶についてどう思うか」では、「絶対許せない」「悪いことだと思う

は、未・既婚、男女のいずれも3割前後あるが、どのグループも「よいとは思わないが仕方ない」（4割）が最も多い。

- (3) 既婚グループは、いずれも出産について計画を「もっていた（もっている）」（4割）者より「もたなかった（もっていない）」者

の方が多く半数を超える。しかし20代では、どのグループも「もっていた（もっている）」が半数を超える。また、非核家族より核家族の方が、子供数が多い者より少ない者の方が、「もっていた（もっている）」の割合が高くなっている（表1）。

図2 「結婚という形式にとらわれず、セックスも子供を生むことも自由にした方がよい」という考え方をどう思うか

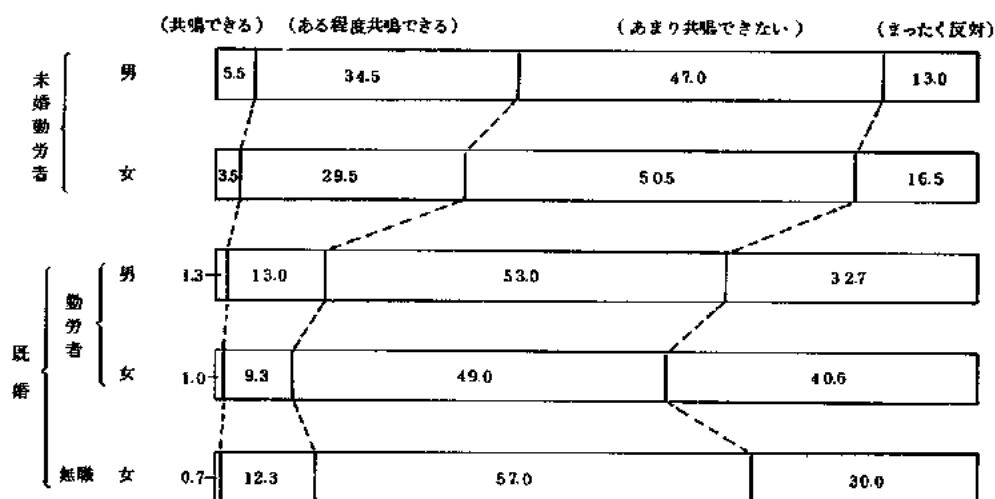


図3 「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方をどう思うか

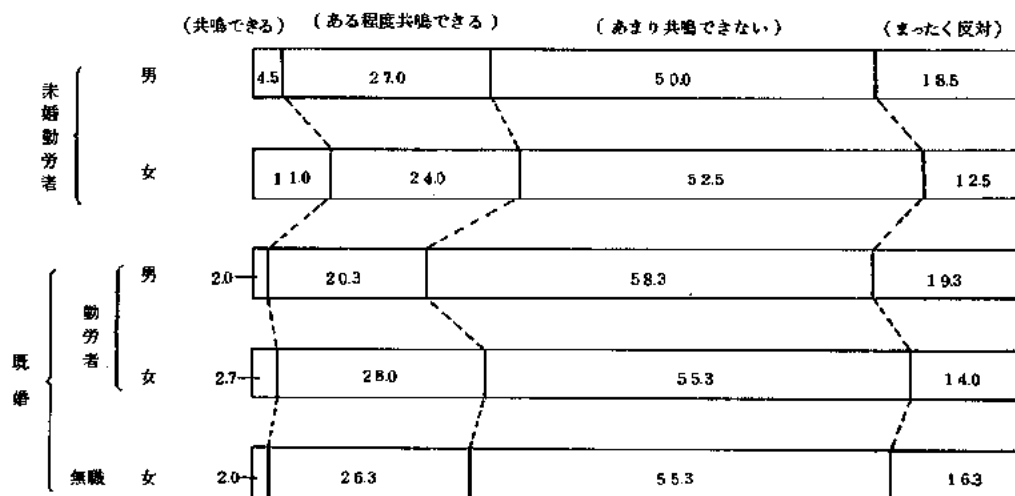


表1 出産について計画を「もっていた」者（既婚者）

勤 労 者 男				勤 労 者 女				無 職 女			
計	20代	30代	40代	計	20代	30代	40代	計	20代	30代	40代
48.0	61.0	50.0	33.0	40.3	55.0	31.0	35.0	42.7	51.0	43.0	34.0

- (4) 出産についての計画を持った理由は、どのグループも「経済的に無理だから」が最も多く、「家や貯金をもつなどの計画があったから」を合わせると、勤労者男女は半数を超えるが、無職女子は若干低く、2人だけの生活を楽しみたいから」が4分の1ある。「2人だけの生活を楽しみたいから」はどのグループも年代が若いほど高くなっている（図4）。
3. 希望子供数 — 共働きでも子供は2人か3人を希望 —
- (1) 未・既婚、男女のどのグループも、子供は全部で「2人」欲しい者が最も多く5割前後ある。次いで多いのはいずれも「3人」で、「1人」は1割未満である（図5）。「3人」以上を希望する者は、男女の共働き・非共働きともほぼ4割あり、その中では核家族より非核家族の方が多い（表2）。また、子供「1人」を持つ者は「2人」欲しいが最も多く、5割前後あり、「3人」以上（2割～4割）も多い。子供「2人」を持つ者は「2人」でよいがどのグループも6割あるが、「3人」以上欲しい者も3割ある。
- (2) 欲しい子供についての理由をみると、「2人」欲しいでは、どのグループも「子供の将来や男女のバランスを考えて」（2割～3割）が最も多く、次いで「月々の生活が苦しいから」、「住宅事情を考えて」、「子供に高い教育を受けさせたいから」（各1割）等が挙げられている。「3人」欲しい者も共通して「子供の将来や男女のバランスを考えて」（3割～5割）が多いが、次いで「子供が好きだから」、「自分たちの将来を考えて」（1割～2割）等が挙げられている。
- (3) 子供の性別では、未・既婚、男女とも「男の子と女の子」を希望する割合が高いが、既婚女子グループは「どちらでもよい」も2割ある。
- (4) 子供の数の決定権は、既婚グループのいずれも「夫と妻の合意で」が7割あり、「夫の意見」は1割である。
4. 1人っ子について — 1人っ子には否定的意見を持つ者が多い —
- (1) 未・既婚のいずれのグループでも「1人っ子はあまりよいとはいえない」が8割を占める。
- (2) その理由は、「協調性や他人への思いやりなど人格形成上問題があるから」（5割～7割）がいずれも最も多く、次いで「子供が寂しい思いをするから」が多い。
5. 子供の教育について — 男の子なら大学まで、女の子なら短大までが多い —
- (1) 子供に受けさせたい教育を子供の性別にみると、「男の子」は「大学（大学院）まで」が最も多く、未婚グループで6割、既婚グループで7割～8割ある。「女の子」の教育では、「大学（大学院）まで」が一番目に高いは無職女子（45%）のみで、他の4グループは「短大・高専まで」（4割）が最も高く、高等教育を受けさせたい割合は「男の子」に比較して低い（図6）。しかし「女の子」だけを持つ者は、いずれ

も全体よりその割合が高くなっている。

- (2) 子供のある者の内、教育費負担のある者は、勤労者男女がともに7割、無職女子が8割ある。

1カ月の教育費をみると、いずれのグル

ープも2万円未満が半数を超えるが、その負担は、いずれも年代を追って、また、子供数に比例して高くなる傾向がみられる(図7)。

図4 出産についての計画を持った理由

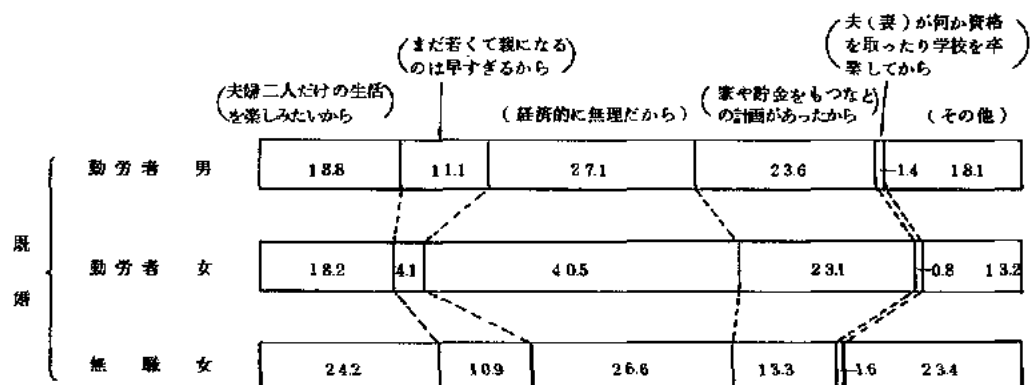


図5 子供は全部で何人ほしいか

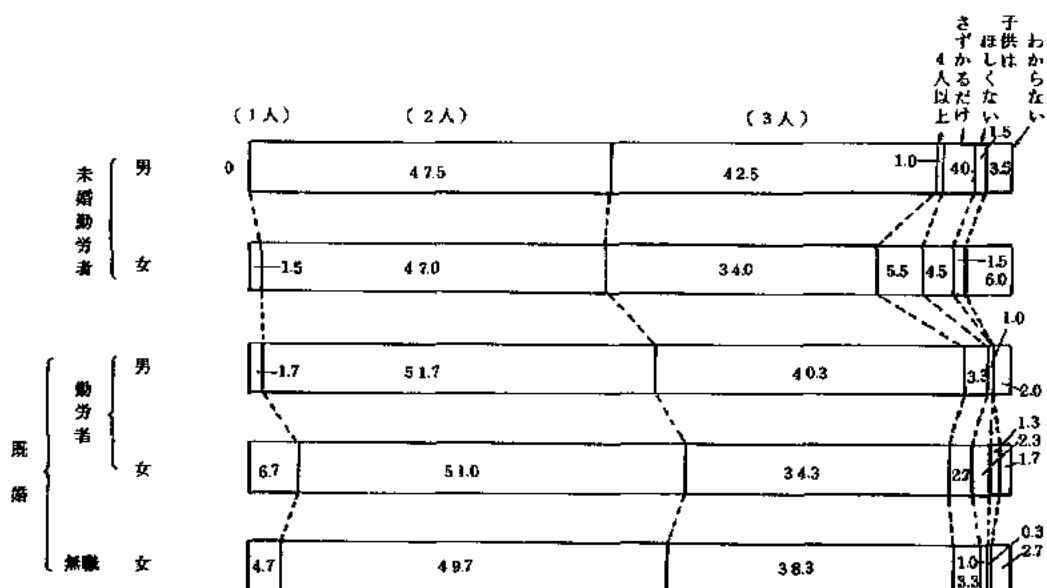


表2 ほしい子供の数(抜粋)

ほしい子供数	既 婚 男						既 婚 女					
	共 働 き			非 共 働 き			共 働 き			非 共 働 き		
	小 計	核 家 族	非 核 家 族	小 計	核 家 族	非 核 家 族	小 計	核 家 族	非 核 家 族	小 計	核 家 族	非 核 家 族
1 人	2.0	2.4	1.5	1.3	1.1	1.8	6.7	7.2	6.0	4.7	5.1	2.2
2 人	50.3	50.6	50.0	53.0	54.3	50.9	51.0	56.6	44.0	49.7	51.4	40.0
3 人	42.4	38.6	47.1	38.3	34.8	43.9	34.3	26.5	44.0	38.3	35.3	55.6
4人以上 さすかるだけ	3.3	4.8	1.5	5.4	6.5	3.5	5.0	5.4	4.4	4.3	5.1	—

(3) 教育費を内容でみると、どのグループも「学校以外はない」という者は少なく、7割～8割の者は学校以外の教育費を負担している。その中では「けいこごと」が最も多く、無職女子で半数、勤労者男女で4割弱あり、次いで「学習塾・家庭教師」も3割程度ある(表3)。教育の内容で最も多くを占めるものは、年代を追って「幼稚園」から「けいこごと」、「学習塾・家庭教師」

へと移行する傾向がみられる。

(4) 教育についての充足感は、勤労者男子と無職女子では、「十分だと思う」が最も多く、「多すぎるがみんながやるから仕方ない」と合わせて約半数あるが、勤労者女子では「十分とは思わないがこれ以上できない」(4割弱)が最も多く、「不十分なのでもっとやらせたい」と合わせ6割弱ある。

図6 子供にどの程度の教育を受けさせたいか。

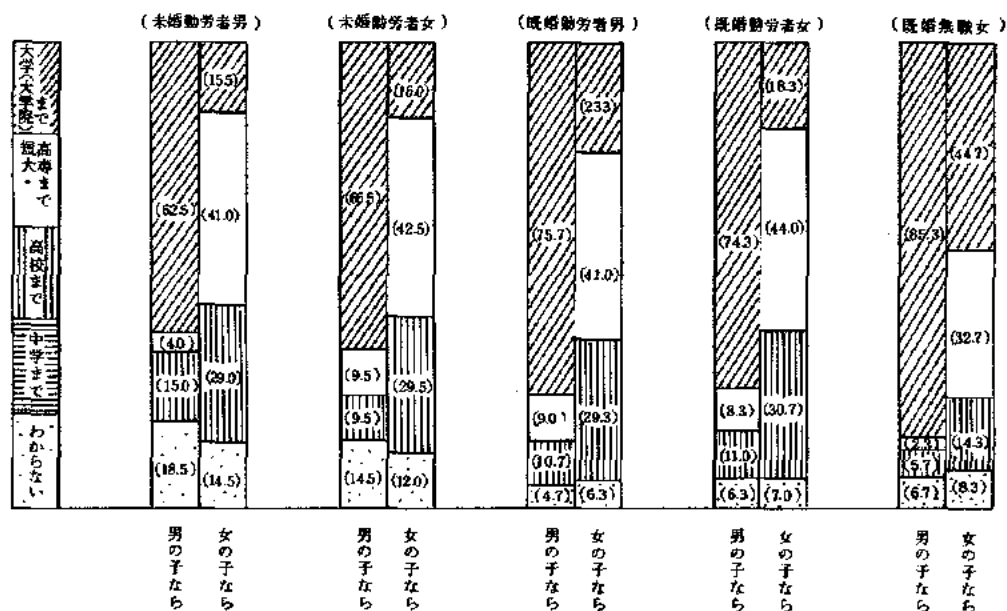


図7 子供の1カ月の教育費(教育費負担のある者—既婚者)

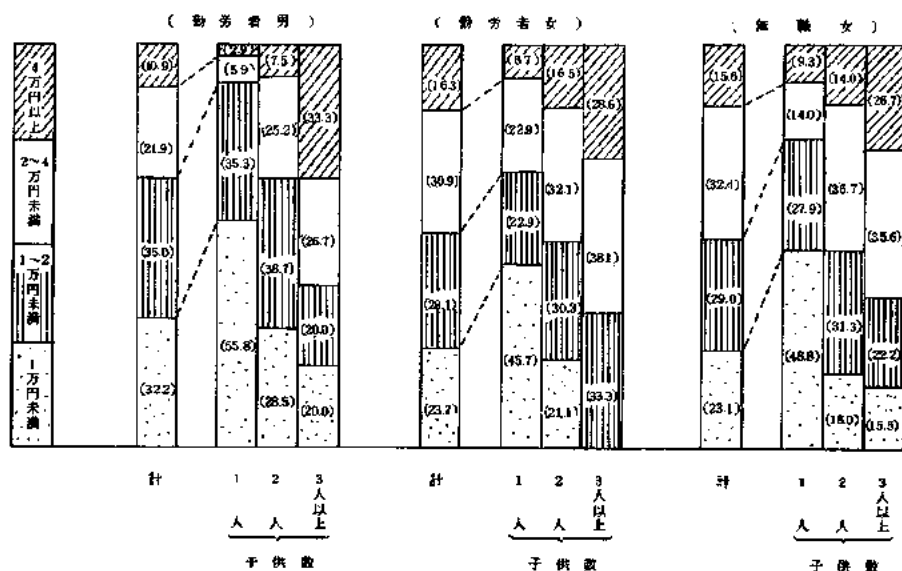


表3 教育費の内容(教育費負担のある者)

グループ		計	学 校 以 外 あ り						学校以外 は習って いない	全 然 知らない
			小 計	幼 稚 園	学 習 塾 家庭教師	けいこ ご と	そ の 他	何か習っ ているが 内 容 は 知らない		
既 婚	勤労者男	100.0	81.9	23.5	29.0	38.8	17.5	3.8	16.9	1.1
	勤労者女	100.0	74.5	15.8	28.5	37.6	15.2	0.6	25.5	—
	無 職 女	100.0	85.0	23.5	29.8	51.7	17.2	0.4	15.1	—

注) 「学校以外あり」の内訳は、一家庭で複数あるので、その合計は「学校以外あり」の小計を超える。

6. 子供のための財産形成——ほとんどの者が子供に財産を残してやりたいと思っている——子供のために土地や貯金など何か財産を「できれば残してやりたい」(6割前後)と思う者は、未・既婚、男女どのグループでも最も多く、「残したい」と合わせると未・既婚勤労者男女は9割前後を占める。

7. 家庭における子供の存在——子供は「家庭を楽しくするもの」で、「家を継ぐもの」とみる者は少ない——

家庭生活にとって「子供は主にどういう存在か」をみると、未・既婚のすべてのグループは共通して「家庭を楽しくするもの」(3

割~4割)を最も多く挙げ、次いで未婚グループは「夫婦を強く結びつけているもの」を、既婚グループは「家庭というイメージになくしてはならない存在」をいずれも3割前後挙げている。子供を「家を継ぐもの」や「自由を拘束されるもの」と見る者はわずかである。

8. 子供を育てるうえでの不安——「子供の健康」や「子供の将来」、「非行・暴力」、「受験」などが多い——

(1) 子供を育てていくうえで「気がかりなことがある」者は過半数あり、未・既婚とも男子より女子の方が高く、既婚の勤労者女子と無職女子は8割を占める。既婚の勤労

- 者男子は年代が若いほど高く、女子グループは30代が最も高くいずれも8割ある。
- (2) 「気がかり」の内容は、すべてのグループで「子供の健康」(5割)が1～2番目に高く、次いで「日本の経済や社会状況からみた子供の将来」(4割～5割)が多く

のグループで2番目に高いが、未・既婚勤労者女子では「非行・暴力」(5割)が最も高く、他のグループ(3割～4割)も3～4番目に高い。既婚無職女子では「受験」(3割)が3番目に高いが、他の既婚グループ(各3割)も4番目に高い(表4)。

表4 子供を育てていくうえでの「気がかり」の内容(気がかりなことがある者)

(MA)

気がかりの内容	未婚勤労者		既婚勤労者		既婚無職
	男	女	男	女	女
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
子供の健康	50.9	51.6	58.2	51.5	53.4
夫婦の健康	14.5	15.1	18.1	25.7	26.3
育児の経験や相談相手がなく 育児に自信がない	4.5	14.3	0.9	3.3	2.3
非行・暴力	36.5	54.8	46.6	52.3	35.9
受験	10.0	27.8	35.8	33.2	39.3
物価・賃金などからみた 家庭の経済状況	32.7	19.0	27.2	14.9	20.2
持家がない・狭いなどの住宅状況	9.1	2.4	7.3	5.4	9.5
交通事故や公害などの生活破壊 医療施設などの生活環境	28.2	35.4	36.3	29.0	36.6
保育施設や育児休業など 育児施設や制度	8.2	8.7	5.6	8.3	2.7
日本の経済状況や社会状況 からみた子供の将来	41.8	47.6	53.4	44.0	50.8
その他	4.5	3.2	0.3	0.6	1.9

9 老後の生活——老後は「子供と一緒に」が概して多い——

- (1) 老後の暮らし方については、未・既婚の勤労者男女では「子供と一緒に暮らしたい」が最も多く、既婚勤労者男子は6割、他も4割～5割ある(図8)。「子供と一緒に暮らしたい」は男女とも共働きの非核家族に多い。
- (2) 主な生活費については、未・既婚のすべてのグループで「自分たちの財産や財金で生活する」が最も多く、4割～5割ある。

次いで「年金や社会保障にたよる」が多いが、未婚より既婚グループで高く4割前後ある。「子供に面倒をみてもらう」はいずれも少ない(図8)。「自分たちの財産や貯金で生活する」は、共働きでは核家族の方が高く、非共働きでは非核家族の方が高い。

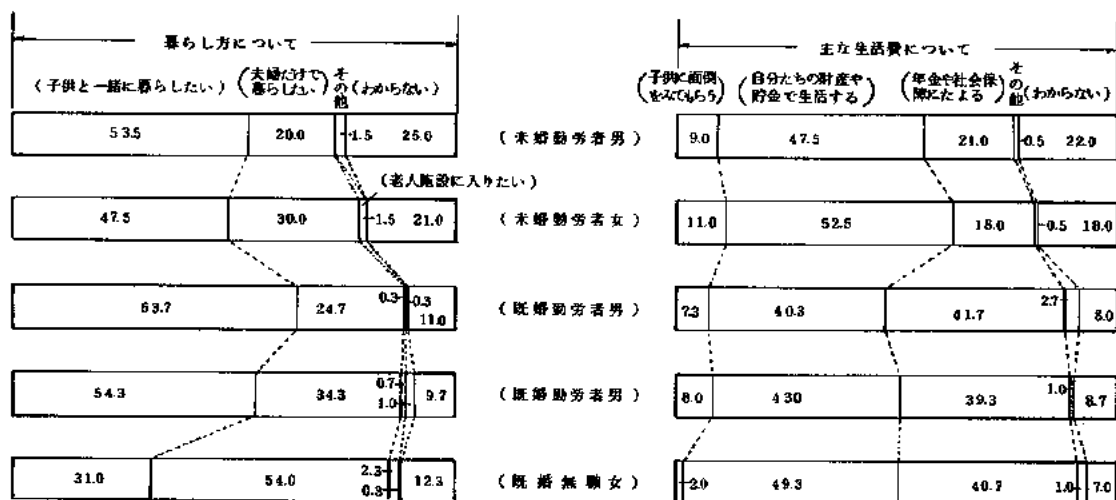
10 生きがい——未婚は趣味・娯楽・スポーツ、既婚は家族・家庭——

最も生きがいとしているものは、未婚勤労者女子では「趣味・娯楽・スポーツ」(2割)

が最も多く、それに次いで男子は「恋人」が、女子は「家族・家庭」が多い。しかし、「生きがいといえるものはない」もともに2割みられる。既婚者はいずれも「家族・家庭」が最も多く、4割～5割あり、次いで多いのは、

「子供」である。また、「子供あり」では、「家族・家庭」の割合が一層高く、「子供なし」では「夫又は妻」の割合が「子供あり」に比べて高い。

図8 老後をどのように暮らしたいか（暮らし方・主な生活費）



IV 国内行動計画の主な推進状況

事 項	主 な 推 進 状 況
1. 法制上の婦人の地位の向上	◎ 民法及び家事審判法の一部を改正する法律 （55. 5. 17公布、56. 1. 1施行） ○ 法定相続分の改定：子と配偶者の場合 配偶者$\frac{1}{3} \rightarrow \frac{1}{2}$ ○ 寄与分制度の新設 ○ 遺留分の改定：配偶者を含む相続人の場合 財産の$\frac{1}{3} \rightarrow \frac{1}{2}$ ◎ 法制審議会国籍法部会の設置（56年10月） ○ 国籍法の改正について検討
2. 男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加促進	◎ 婦人の政策決定参加を促進する特別活動の実施 （52. 6. 14 婦人問題企画推進本部決定） ○ 審議会等の婦人委員の割合（国・中央段階） 50年1月 52年4月 55年6月 56年6月 2.4% → 2.8% → 4.1% → 4.3% ○ 国家公務員採用試験区分中女子の受験を制限している職種（一般職） 50年度 51年度 54年度 55年度 56年度 12職種 → 11職種 → 6職種 → 4職種 → 1職種 ○ 大使・公使の任命 { デンマーク大使 国連公使（2名）
教育訓練の充実	◎ 新学習指導要領の告示 小学校 52. 7. 23 実施55年度 中学校 52. 7. 23 実施56年度 高 校 53. 8. 30 実施57年度 （学年進行） ○ 中学校の「技術・家庭」 従来の男子向き、女子向きの区分をやめ、男子にも家庭系列の領域を、女子にも技術系列の領域を、それぞれ含めて履修させる。 ○ 高等学校の「家庭一般」 男子が選択して履修するための特別な配慮の明記 ◎ 婦人学級等集団学習奨励及び家庭教育学級 52年度 13,100学級 → 56年度 13,664学級 ◎ 国立婦人教育会館の設置（52年7月1日）、事業の拡充

事 項	主 な 推 進 状 況
雇用における条件整備	◎ 公立婦人教育会館の施設整備費補助の新設（５３年度）及び年度別補助館数 5 3 年度 5 4 年度 5 5 年度 5 6 年度 2 館 → 2 館 → 1 館 → 1 館 ◎ 放送大学学園法（５６．６．１１公布・施行） 法人設立 5 6 年 7 月 大学設置（予定）5 8 年 4 月 ◎ 若年定年制、結婚退職制度等改善年次計画の策定（５２年 6 月） ○ 重点指導対象企業数 5 3 年度～5 6 年度 1 8,8 0 0（※ 2,9 0 0） ○ 差別的制度を廃止した企業数 1 2,3 0 0（※ 2,4 0 0） ○ 廃止率 7 割（※ 9 割） ※うち女子の定年年齢 4 0 歳未満のもの及び結婚・妊娠・出産退職制等 ◎ 婦人雇用コンサルタントの配置（５２年度、全婦人少年室） 男女平等問題専門家会議報告「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」労働大臣に提出（５７年 5 月） ◎ 男女平等問題専門家会議の報告を踏まえ、雇用における男女の機会と待遇の平等を確保するための法的整備についての検討
農山漁村における条件整備	◎ 婦人農業従事者セミナーの開設（５２年度～） 4 7 都道府県 ◎ 農村婦人の家の設置（５２年度～5 6 年度） 2 0 4 所 ◎ 農村婦人等健康推進特別事業の実施（５４年度～5 6 年度） 2 7 0 地区
育児等に関する条件整備	◎ 保育所の整備（各年 4 月 1 日） 5 2 年 5 5 年 5 6 年 保育所数 1 9,6 6 2 所 → 2 1,9 6 0 所 → 2 2,4 4 2 所 定 員 1 8 8 0,7 7 2 人 2 1 2 8,1 9 0 人 2 1 6 3,9 7 0 人 ◎ 保育所の運営の改善 ○ 乳児保育特別対策の充実 ○ 障害児保育の充実 ○ ベビーホテル問題への対応 夜間、延長保育等対策の実施 無認可保育施設の指導監督の強化 ◎ 育児休業制度の普及促進 ○ 育児休業奨励金（５０年度～）及び特定職種育児休業利用助成給付金（５３年 1 月～）の支給

事 項	主 な 推 進 状 況																									
	育児休業奨励金等の単価の推移 <table border="1"> <tr> <td></td><td>50年度</td><td>52年度</td><td>54年度</td><td>57年度</td></tr> <tr> <td>育児休業</td><td></td><td></td><td>中小企業</td><td>中小企業</td></tr> <tr> <td>奨励金</td><td>80,000円</td><td>→95,000円</td><td>→160,000円</td><td>→350,000円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>大企業</td><td>大企業</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>120,000円</td><td>300,000円</td></tr> </table> 特定職種育児休業 利用助成給付金 2,500円 → 2,880円 → 3,520円 ○ 育児休業制度普及指導員の配置 (55年6月～) 55年度 57年度 7人 → 15人 51年 56年 育児休業制度普及率 6.3% 14.3% ◎ 働く婦人の家の整備 52年度 53年度 54年度 55年度 56年度 57年度 83所 → 95所 → 107所 → 122所 → 141所 → 160所		50年度	52年度	54年度	57年度	育児休業			中小企業	中小企業	奨励金	80,000円	→95,000円	→160,000円	→350,000円				大企業	大企業				120,000円	300,000円
	50年度	52年度	54年度	57年度																						
育児休業			中小企業	中小企業																						
奨励金	80,000円	→95,000円	→160,000円	→350,000円																						
			大企業	大企業																						
			120,000円	300,000円																						
3. 母性の尊重及び健康の 擁護																										
母性保護	◎ 母性健康管理指導員の配置 52年度 54年度 55年度 25人 → 39人 → 47人(全婦人少年室に配置済)																									
母性給付	◎ 母性健康管理推進者の設置奨励 ◎ 母性給付の改善 分娩費最低保障額及び配偶者分娩費(健康保険) 50年 51年 56年 6万円 → 10万円 → 15万円																									
地域保険	◎ 婦人健康診査の実施 貧血、肥満など健康上問題が多く、特に健康診査等の機会に恵まれない家庭の主婦等を対象に血圧測定、検尿等を行う。 53年度 54年度 55年度 56年度 地区数 120地区 → 220地区 → 300地区 → 380地区																									
4. 老後等における生活の 安定の確保																										
年金制度	◎ 年金制度の改善 厚生年金・国民年金においては、少なくとも5年に1度財政再計算を行う際に、併せて給付の改正も行っているが、前回の55年の制度改																									

事 項	主 な 推 進 状 況	
	正において、婦人に対する年金保障を充実させるために、厚生年金の遺族年金、国民年金の母子年金等について、大幅な改善を行った。	
	○ 厚生年金（月額）	
	① 加給年金額	
	51年8月から	55年6月から
・配偶者	6,000円	15,000円
・第1子・第2子	2,000円	5,000円
・第3子以降	400円	2,000円
	② 遺族年金	
寡婦加算額	51年8月から （創設）	55年8月から
・子2人以上を有する寡婦	5,000円	17,500円
・子1人を有する寡婦	3,000円	10,000円
・60歳以上の寡婦（無子）	2,000円	10,000円
（参考）	51年8月から	56年6月から （56年度物価 スライド後）
遺族年金額 （子2人を有する寡婦最低保障額）	42,000円	72,558円
	○ 国民年金（月額）	
	① 母子・準母子年金	
		55年8月から （創設）
・母子加算		15,000円
	51年9月から	55年7月から
・子の加算額		
第2子	2,000円	5,000円
第3子以降	400円	2,000円
（参考）	51年9月から	56年7月から （56年度物価 スライド後）
母子年金額	33,000円	60,058円

事 項	主 な 推 進 状 況
母子家庭等の自立と安定	② 母子・準母子福祉年金 51年10月から 56年8月から (母子・準母子年金と同様の子の加算あり) 17,600円 31,200円 ◎ 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付原資の追加、貸付限度額の引上げ ○ 母子福祉資金 ・追加原資 52年度 53年度 54年度 55年度 56年度 13.5億円 → 20億円 → 25億円 → 33億円 → 35億円 ・貸付総額 52年度 53年度 54年度 55年度 56年度 62.9億円 → 74.5億円 → 85.4億円 → 105.1億円 → 113.3億円 貸付単価 (例) 修学資金 高校(一般) 52年度 56年度 月額 7,000円 → 18,000円 (専修学校高等課程を含む) ○ 寡婦福祉資金 ・追加原資 52年度 53年度 54年度 55年度 56年度 10億円 → 9億円 → 8億円 → 6.5億円 → 4.5億円 ・貸付総額 52年度 53年度 54年度 55年度 56年度 32.9億円 → 34.2億円 → 37.9億円 → 42億円 → 39.4億円 ◎ 母子福祉法の一部改正(56.6.11公布、57.4.1施行) ○ 寡婦(かつて母子家庭の母であった者)に対し、母子家庭の母に準じた福祉の措置を講ずること。 ・寡婦福祉資金の貸付け事業 ・母子相談員等の相談業務 ・地方公共団体の設置する売店の優先許可等 ・雇用に関する公共職業安定所等の協力 ○ 国及び地方公共団体は、母子家庭の母等の雇用の促進に必要な措置を講ずるよう努めること。

事 項	主 な 推 進 状 況
(参 考) 5. 国際協力の推進	◎ 母子家庭の母等就業援助対策 ○ 婦人就業援助施設の設置 54年度 55年度 56年度 57年度 18所 → 27所 → 40所 → 52所 ○ 寡婦等職業相談員の設置 53年度 54年度 55年度 56年度 57年度 30人 → 60人 → 90人 → 120人 → 150人 ○ 母子家庭の母等に対する訓練手当の支給(月額平均) 52年度 54年度 55年度 56年度 57年度 67,538円 → 81,580円 → 87,380円 → 94,580円 → 101,020円 ○ 特定求職者雇用開発助成金(50～54年度寡婦等雇用奨励金、55～56.6.7 特定求職者雇用奨励金)の増額 50年度 54年度 55年度 56.57年度 月額 9,000円 → 14,000円 → 15,000円 → 中小企業 賃金の$\frac{1}{4}$ 大企業 賃金の$\frac{1}{4}$ ◎ 公営住宅法の一部改正(55.4.15公布、55.10.1施行) 単身(女50歳以上、男60歳以上)でも入居資格 ◎ 所得税法の一部改正(56.3.31公布、56.4.1施行) 従来より寡婦については、所得税、住民税において寡婦控除制度を設けているが、寡夫についても所得税において56年4月寡夫控除制度を創設した。(住民税については57年4月の予定) ◎ 各種基金への拠出 - ESCAP婦人センター拠出金 52年度～55年度 各年度5万ドル - 国連婦人の十年拠出金 54年度50万ドル、55年度50万ドル - 国連婦人調査訓練所拠出金 55年度10万ドル

(57.3.31現在、総理府婦人問題担当室作成)

注 ただし、労働省分については57.9現在作成

V 都道府県、指定都市における婦人関係行政推進状況一覧

県名	部(局)課(室)名	行政連絡会議	懇話会等	行動計画	年月
北海道	総務部青少年婦人事務局	青少年婦人総合対策本部	婦人問題研究懇話会	婦人行動計画	85.3.3
青森県	生活福祉部青少年婦人室	婦人問題行政連絡会議	婦人問題対策推進委員会	〃	55.3.3
岩手県	企画調整部青少年婦人課	婦人対策関係課長会議	婦人対策懇談会	岩手の婦人対策の方向	53.8
宮城県	生活環境部婦人青少年課	婦人関係行政推進内連絡会議	婦人問題懇談会	(57年度中に行動計画策定予定)	
秋田県	生活環境部青少年婦人課	婦人行政推進連絡会議	婦人問題懇談会	秋田の未来をひらく婦人のための県内行動計画	56.9
山形県	企画調整部青少年婦人課	婦人問題推進本部	婦人問題推進懇話会	県内行動計画	54.3
福島県	生活福祉部青少年婦人課	婦人関係行政連絡会議	婦人問題協議会	(検討中)	
茨城県	生活福祉部婦人児童課	婦人問題連絡会議	婦人問題懇話会	(57年度中に策定予定)	
栃木県	企画部婦人青少年課	婦人行政連絡会議	〃	婦人のための栃木県計画	55.3
群馬県	県民生活部婦人児童課	婦人関係行政推進専門部会	婦人問題懇談会	新ぐんま婦人計画	55.4
埼玉県	県民部婦人対策課	婦人関係行政推進会議	婦人問題協議会	婦人の地位向上に関する埼玉県計画	54.11
千葉県	社会部青少年婦人課	婦人問題行政連絡協議会	(57年度設置予定)	千葉県婦人施策推進総合計画	56.11
東京都	婦人青少年部婦人計画課	婦人関係行政推進協議会	婦人問題協議会	婦人問題解決のための東京都行動計画	53.11
神奈川県	県民部婦人企画室	婦人関係行政連絡推進会議	〃	かながわ女性プラン	57.6
新潟県	民生部青少年福祉課	婦人問題連絡会議	婦人問題推進協議会	〃	
富山県	生活環境部婦人青少年課	婦人関係行政連絡会議	婦人問題懇話会	婦人の明日を拓く富山県行動計画	56.5
石川県	県民生活局県民課	婦人問題懇話会幹事会	婦人問題懇話会	婦人行動計画	56.3
福井県	厚生部婦人児童課	婦人問題行政連絡協議会	〃	県内行動計画	56.3
山梨県	県民生活局青少年婦人対策課	婦人関係行政推進会議	〃	婦人行動計画	56.3
長野県	社会部青少年家庭課婦人室	婦人問題協議会	婦人問題県民会議	〃	55.12
岐阜県	総務部青少年婦人課	婦人問題連絡会議	婦人問題懇話会	県第三次総合計画	56.4

県名	部(局)課(室)名	行政連絡会議	懇話会等	行動計画	年月
静岡県	生活環境部県民生活課婦人対策室	婦人行政推進連絡会議	婦人問題懇談会	—	S
愛知県	総務部青少年婦人室	婦人関係行政推進会議	〃	地方計画	57. 3
三重県	生活環境部青少年健康課	婦人関係行政推進連絡会議	明日の婦人問題を考える 三重県会議	三重県の婦人対策の方向 (57年5月までに策定予定)	54. 6
滋賀県	商工労働部労政課	婦人問題連絡協議会	婦人問題懇談会	京都府行動計画	56. 12
京都府	福祉部青少年婦人課	婦人関係行政推進会議	婦人対策推進会議	女性の自立と参加を進める大阪府 行動計画	56. 4
大阪府	企画部婦人政策室	婦人問題企画推進本部	婦人問題推進会議	(検討中)	
兵庫県	生活文化部婦人室	婦人施策推進連絡会議	婦人問題研究会	—	
奈良県	総務部婦人対策課	婦人問題施策推進連絡会議	奈良県婦人会	—	
和歌山県	県民局青少年育成課	婦人問題連絡会議	婦人問題企画推進会議	和歌山婦人施策の方向	54. 7
鳥取県	総務部婦人青少年室	婦人活動連絡担当者会議	〃	第4次県総合開発計画	56. 3
島根県	商工労働部労政訓練課	婦人問題庁内連絡会議	婦人問題懇談会	島根県婦人行動計画	56. 5
岡山県	地域振興部県民生活課	婦人問題行政連絡協議会	婦人問題協議会	岡山県新総合福祉計画	56. 3
広島県	民生部青少年婦人課	婦人問題行政連絡協議会	婦人対策推進会議	広島県新長期総合計画	57. 3
山口県	企画部県民生活課婦人対策室	婦人関係行政推進協議会	女性問題対策審議会	よりよい社会をめざす山口県 (本年度中に策定予定)	54. 2
徳島県	企画調整部青少年婦人室	婦人行政連絡会議	—	(本年度中に策定予定)	
香川県	民生部婦人児童課	婦人活動推進本部	婦人懇談会	香川県婦人行動計画	57. 4
愛媛県	生活福祉部家庭福祉課	婦人対策班	婦人問題懇談会	(本年度中に基本方針を策定) する予定	
高知県	福祉生活部生活婦人課	婦人問題推進本部	—	婦人行動計画	55. 4
福岡県	民生部婦人対策室	婦人関係行政推進会議	婦人問題懇談会	福岡県行動計画	55. 11
佐賀県	福祉生活部青少年婦人課	婦人問題対策審議会	婦人問題対策審議会	佐賀県長期総合計画	55. 1
長崎県	企画理事付企画主幹 (婦人問題対策担当)	婦人関係行政推進会議	第2期婦人問題懇談会	生きがい育てる長崎県の 婦人対策	55. 3
熊本県	福祉生活部生活婦人課	婦人問題行政推進会議	婦人問題懇談会	(57年度中に策定予定)	
大分県	福祉生活部青少年婦人課	婦人行政企画推進会議	〃	婦人の明日をひらく	55. 3

県名	部(局)課(室)名	行政連絡会議	懇話会等	行動計画	年月
宮崎県	企画調整部青少年婦人課	婦人関係行政連絡会議	婦人問題懇話会	婦人行動計画	57. 3
鹿児島県	総務部県民局青少年婦人課	婦人関係行政推進連絡会議	"	婦人対策基本計画	56. 6
沖縄県	生活福祉部青少年婦人課	婦人関係行政推進会議	"	(57年度中に策定予定)	
札幌市	市民局青少年婦人課	婦人関係施策関係部長会議	"	(")	
川崎市	教育委員会社会教育課	婦人問題行政連絡・調整会議	—	(")	
横浜市	企画調整局調整部婦人問題調査等担当	婦人行政連絡調整会議	婦人問題懇話会	(58年度までに策定予定)	
名古屋市	市民局婦人問題担当室	婦人問題推進協議会	婦人問題懇話会	基本計画	55. 1
京都府	総務局婦人計画課	婦人行政企画推進会議	—	(57年度中に策定予定)	
大阪府	教育委員会事務局教育課	婦人問題対策推進協議会	婦人問題懇話会	(")	
神戸市	市民局婦人問題担当室	婦人問題推進庁内連絡会議	—	神戸市婦人計画の指針	57. 3
広島市	民生局福祉部青少年婦人対策課	—	—	—	
福岡市	市民局スポーツ青少年婦人対策部	婦人対策協議会	婦人問題懇話会	福岡市総合計画	56. 10
北九州市	青少年婦人対策課	婦人問題推進協議会	婦人問題懇話会	北九州市新新中期計画	55. 4
		設置数 56県	設置数 49県	策定数 39県	

(57.9現在 総理府婦人問題担当室調べ)

国内ニュース

1 婦人問題企画推進本部の動き

(1) 昭和56年度婦人問題推進地域会議の開催

国連婦人の十年後半期初年度に当たり、我が国の各地域における国内行動計画の一層の推進を図ることを目的として、婦人問題企画推進本部及び開催県との共催による昭和56年度婦人問題推進地域会議が全国3ブロックで開催された。

会議は、北海道・東北・関東地区は11月6日東京都で、北陸・中部・近畿地区は11月18日奈良県で、中国・四国・九州地区は10月27日高知県で開催された。

各地域とも、婦人の10年後半期を目指す諸活動の展開を中心的なテーマとして活発な討論が行われた。

(2) 第6回全国婦人問題担当課(室)長会議開催

総理府は、57年6月18日、第6回全国婦人問題担当課(室)長会議を総理府講堂において開催した。本会議は、国内行動計画の普及の一環として、国・地方公共団体の連携を図るとともに、地方公共団体における婦人関係行政施策の総合的推進を促すことをねらいとして昭和52年度から毎年、婦人問題担当窓口の部(局)長を対象に開催していたものであるが、今年度から実務担当者である課長又は室長を対象として行うこととなったものである。

会議は、荒河総理府審議室長のあいさつのあと、前国連婦人の地位向上部長の久保田真苗氏の「国連における婦人問題の取組」と題する講演が行われ、続いて総理府はじめ婦人問題企画推進本部の関係省庁から昭和57年度の重点施策の説明が行われた。

2 第34回婦人週間の実施

労働省主催による婦人週間は、婦人の地位向上のための特別活動として、昭和24年に設けられたもので、わが国婦人が初めて参政権を行使した4月10日を記念して、この日に始まる1週間、全国的に展開されている。その第34回目に当たる本年は、国連婦人の十年後半期2年目に当たり、「国内行動計画」に基づく啓発活動の一層の推進を図るため、「あらゆる分野への男女共同参加—明日を築く役割と責任—」をテーマに実施した。

4月10日～16日の期間中、各種の講演会、討論会等を開催したほか、婦人問題に関する相談活動や活動事例の収集等、本運動の趣旨に沿った多彩な行事が実施された。また、ポスター、リーフレット、パンフレットの配布や新聞、テレビ等による広報活動が全国的な規模で展開された。

3 第7回日本婦人問題会議の開催

労働省主催による第7回日本婦人問題会議は、57年5月28日、サンケイ会館(東京)において、全国から約750名の参加を得て、「あらゆる分野への男女の共同参加—共に個性と能力を生かすために—」をテーマに開催された。

本会議は、昭和51年以来「国内行動計画」の趣旨に沿って、個人・団体等における婦人問題に関する調査、研究、実践等の自発的活動を促すことを目的に開催しているが、本年は、男女双方が、固定的な役割分担意識に基づく生活の在り方を変え、相互の自立と協調を基盤に、共にその個性と能力を十分に生かして社会の発展に貢献していくことをねらいとして活動事例の発表と全体討論が行われた。

活動事例の発表は、浜松婦人懇話会(静岡)の佐藤和子氏の「婦人の自立と社会参加を目指

して」、山形県婦人問題研究会（山形）徳永幾久氏の「農業経営への婦人の主体的参加を進める——3年間の研究活動から得たもの——」、国立医療センターに働く看護婦の夫の会（東京）の斉藤勝敏氏の「看護婦の夫として——家庭・仕事・男女の自立とは——」の3件、全体討論は、司会兼講師に経済評論家高原須美子氏、講師にお茶の水女子大学教授湯沢雅彦氏、日本経済新聞記者藤原房子氏、意見発表者として、会社社長池辺忠男氏、父親グループ河内久男氏、評論家ヤンソン由実子氏、が参加、これに会場の参加者を加え、活動経験の交流、意見交換が活発に行われた。

4 昭和57年度育児休業制度普及促進旬間の実施

経済社会の発展に伴い、婦人の職場進出はめざましく、婦人労働者は今や雇用労働者全体の3分の1を占め、我が国経済社会に大きな役割を果たしている。また、婦人労働者の3分の2以上は既婚者であり、婦人が働き続ける上で職業と育児の両立を図ることが重要な課題となっている。

そこで労働省では、乳幼児を有する労働者が子供を健全に育てつつ、職業生活を継続しうよう、労働者が育児のために一定期間休業した後、再び元の職場に復職できる育児休業制度の周知と普及促進を図ることとし、6月1日～10日を「育児休業制度普及促進旬間」として、報道機関を通じての広報活動、労使に対する制度導入のための啓発指導及び相談業務等を全国的に実施した。

5 男女別定年制等の改善状況

労働省は、合理的理由なく定年年齢に男女の差を設ける制度及び結婚・妊娠・出産退職制等女子のみに適用される退職制度の解消を図るた

め、52年6月、5か年の「若年定年制、結婚退職制等改善年次計画」を策定した。

この年次計画に基づき、労働省では、52年度における実態把握を踏まえて、53・54年度は女子の定年年齢が40歳未満の男女別定年制又は結婚・妊娠・出産退職制等のある企業を重点指導対象とし、55・56年度は女子の定年年齢が55歳未満の男女別定年制のある企業を重点指導対象とし、企業に対し改善勧告、集団指導を実施するとともに、必要に応じ企業を訪問して個別指導を実施する等行政指導を推進した。

この結果、全指導対象企業18,800企業の7割に当たる12,300企業において差別的制度が廃止された。特に女子の定年年齢が40歳未満の男女別定年制又は結婚・妊娠・出産退職制等のある2,900企業については、その9割に当たる2,600企業において差別的制度が廃止された。また、56年度末において差別的制度が残っている企業においても、その3割強の企業が差別的制度の廃止計画又は改善計画を策定している。

このように56年度末までの年次計画期間中重点的に指導を進めた結果、かなりの成果がみられたが、依然として男女別定年制等を実施している企業が残っているため、57年度においても、これら差別的定年制等の解消を図るため、積極的な行政指導を展開しているところである。

これまでの改善状況は次のとおりである。()は、女子の定年年齢が40歳未満の男女別定年制又は結婚・出産退職制等のある企業数であり、内数である。

(1) 56年度末までにおける重点指導対象企業数	18,800(2,900)
イ 53年度当初指導対象企業数	14,600(2,400)
ロ 53～56年度末までの新規把握企業数	4,200(500)

(2) 56年度末までにおける改善企業数

イ 差別的制度を廃止した企業数

12300(2600)

ロ 男女差別は残っているが、女子の

定年年齢を55歳以上に改善した企

業数

900(-)

(3) 57年度における重点指導対象企業数

5600

6 婦人労働能力活用事業の推進

労働省では、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する婦人が、近隣地域において、相互扶助の仕組みの下に、老人・子供の世話、家事等の家庭内における援助を行うことを推進し、婦人及び勤労者家庭生活の福祉の増進を図るため、57年度から婦人労働能力活用事業（ファミリー・サービス・クラブ）を実施することと

した。

ファミリー・サービス・クラブは、相互援助活動を行うことを希望する勤労者家庭の婦人等を会員とし、会員は自分のできる仕事をクラブに登録、当該クラブのリーダーの仲介の下に有償により会員相互間で援助を行う仕組みとなっている。この際の報酬の額は当該クラブにおいて定めることになっている。会員は、本事業の趣旨に賛同する者であれば誰でも参加できる。

（但しシルバー人材センターの会員を除く。）

相互援助活動の内容は、軽易な老人、病人の世話、乳幼児の子守、保育園の送迎、留守番、料理等、家事の一部であり、寝たきり老人の介護や、病院での付添い、家事全般等、専門的なものや長期的なものは含まれない。

本事業のさしあたっての実施地域及び連絡先は次表の通りである。

都 市 名	地 域 ク ラ ブ 名	住 所	電 話
旭 川 市	旭川ファミリー・サービス・クラブ	〒070 旭川市5条通10丁目 大雪婦人会館	0166-24-5969
高 崎 市	高崎地域ファミリー・サービス・クラブ	〒370 高崎市成田町1番地 高崎市婦人会館	0273-22-4339
千 葉 市	千葉地域ファミリー・サービス・クラブ	〒260 千葉市千葉港2-1 中央コミュニティセンター5F	0472-41-7721 (内510)
東 京 都	東京ファミリー・サービス・クラブ	〒150 渋谷区渋谷1-17-7 東京都地域婦人団体連盟	03-407-4301
横 浜 市	横浜ファミリー・サービス・クラブ	〒230 横浜市中区宮川町3-70 婦人コーナー	045-242-7515
富 山 市	富山地域ファミリー・サービス・クラブ	〒930 富山市大手町2-10 公会堂別館 富山市社会教育団体事務室	0764-25-2377
豊 中 市	豊中ファミリー・サービス・クラブ	〒565 豊中市新千里西町2-7-1 豊中市立婦人会館	5300 06-831-5360
堺 市	堺地域ファミリー・サービス・クラブ	〒590 堺市宿院町東4丁目1-27 堺市立婦人会館	0722-23-0333
神 戸 市	神戸ファミリー・サービス・クラブ	〒650 神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市婦人会館	078-351-0861
姫 路 市	姫路ファミリー・サービス・クラブ	〒670 姫路市手柄字三和93 婦人会館	0972-98-4880
和 歌 山 市	和歌山地域ファミリー・サービス・クラブ	〒640 和歌山市福町地先 婦人会館	0734-32-4865
久 留 米 市	久留米地域ファミリー・サービス・クラブ	〒830 久留米市諏訪町1830-6	0942-39-7222
長 崎 市	長崎地域ファミリー・サービス・クラブ	〒850 長崎市桜馬場1-12-18 婦人会館	0958-22-1291
宮 崎 市	宮崎地域ファミリー・サービス・クラブ	〒880 宮崎市旭1-3-10 婦人会館	0985-22-5032

7 婦人関係行政セミナーの実施

昭和56年度婦人関係行政セミナーが、9月24日から11月9日まで開催された。本セミナーは、開発途上国の政府機関において、婦人関係行政を担当する者に対して、我が国の婦人関係行政の現状及び婦人の実情を紹介する等、婦人問題に関する研修を行うことにより、これら諸国の婦人関係行政の発展に寄与することを目的としている。労働省は国際協力事業団が行う海外技術援助計画の一環としての研修生受け入れ事業に協力して昭和44年以降実施しており、56年度で13回目を迎えた。

56年度は、シンガポール、インド、大韓民国、エジプト、タイ、スリランカ、インドネシアの7か国9名の参加を得て、我が国の婦人関係行政に関する講義、包括的研究、施設、事業所の見学、家庭訪問等が行われた。

なお、56年度までの参加者総数は23か国129名となった。

8 昭和57年度家内労働旬間等の実施

労働省では、家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を一層促進することを目的として、毎年家内労働旬間（5月21日～31日）を実施しており、57年は「家内労働手帳の普及徹底と家内労働による災害の防止」を目標に、報道機関を通じての広報活動、地域別関係行政機関連絡会議の開催、委託者に対する監督指導等を全国で集中的に実施した。

また、内職講習会と称して多額の受講料を取り、実際に委託した仕事については種々の条件をつけて買い上げを拒否する等のいわゆる「インチキ内職」の被害を防止するため、57年1月下旬に全国一斉に広報活動を実施した。

9 パートバンクの設置

労働省は、昭和56年度から、パートタイム

就労希望者に対する情報の提供・職業相談・職業紹介、求人者に対する雇用・労務に関する相談等パートタイム雇用に関して総合的な職業紹介サービスを提供するため、大都市圏及び地方中核都市にパートバンクを計画的に設置していくこととしており、57年9月現在の設置状況は次のとおりである。

パートバンク設置状況（57.9.1現在）

都道府県名	所在地	名称
北海道	札幌市	札幌パートバンク
千葉県	船橋市	船橋パートバンク
東京都	渋谷区	渋谷パートバンク
神奈川県	横浜市	横浜パートバンク
愛知県	名古屋市	名古屋パートバンク
大阪府	大阪市	なんばパートバンク
兵庫県	神戸市	三宮パートバンク

10 売春対策審議会の動き

売春対策審議会（会長本田宗一郎氏）は、昨年以来「トルコ風呂における売春の防止」「性病予防」及び「覚せい剤乱用防止」の3項目について小委員会を設けて、長期的展望の下に、当面講ずべき具体的対策の方向について審議を行ってきたが、57年6月4日、総会を開催し、トルコ風呂における売春の防止のためには、これを規制する現行の制度及びそれらの運用の改善によりトルコ風呂営業の健全化を図ること、性病予防のためには、国民の問題認識を深めるための啓発活動の強化、性病感染源となる性病患者の実態の把握及び病原菌等に関する研究の推進により性病の根絶を図ること、そして覚せい剤乱用防止のためには、国民への啓発活動の強化、覚せい剤関係諸事犯に対する取締り強化と厳正な処分及び乱用者に対する徹底した措置等の対策の実効確保に努めるべきこと等を要旨とする要望書を取りまとめ、同日、内閣総理大臣あて提出した。

11. 生活保護費の生活扶助基準額第一類費の男

女格差を厚生省が手直し

生活保護費の生活扶助基準額は個人単位の「第一類費」（食費、被服費等）と世帯単位の「第二類費」（光熱費、家具調度費等）の二本立てになっており、第二類費は、世帯人数による差のみであるが、第一類費は15歳以上の男女間に3,870円から4,770円もの格差があった。これについて厚生省は、男女の平均1日エネルギー所要量に違いがあるため食費に差が出ることを理由としてきたが、52年以来この問題について検討を行ってきた中央社会福祉審議会から、57年1月、「生活扶助基準額における男女差について」（意見具申）として①食費は男子が女子を上回っているが、消費支出全体に占める食費の割合は低下してきている、②食費以外の支出（衣料・美容費等）は女性の社会進出や生活実態の変化により女性の伸びが大きい、③全体に男女の消費支出は接近してきており、将来もこの傾向は強まるということが指摘され、すみやかにその実態に応じた是正をするように求められた。この結果、厚生省は、生活保護法の制定（昭和25年）以来初めて男女間格差を是正することとし、厚生省告示第51号（昭和57年3月31日）により生活保護法による保護の基準の一部を改正し、昭和57年4月1日から実施している。

改正後の第一類の基準額及び格差は下表のとおりである。

57年度生活扶助基準額の第一類費

1級地（主要都市）

（月額単位：円）

年 齢	男	女	是正後の格差	これまでの格差
0～14歳	6段階にわかれ同一			
15～17	3,764.0	3,426.0	3,380	4,270
18～19	3,344.0	3,038.0	3,060	3,870
20～40	3,228.0	2,851.0	3,770	4,770
41～59	3,076.0	2,729.0	3,470	4,390
60～64	2,916.0	2,573.0	3,430	4,340
65以上	3,025.0	2,684.0	3,410	4,320

12 第96回通常国会において成立した婦人に関する主な法律

第96回通常国会は、56年12月21日開会し、57年8月21日閉会した。

今国会で成立した婦人関係の主な法律は以下のとおりである。

- (1) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正（成立・公布57年3月31日、施行4月1日）

個人の住民税の57年度分の所得割は所得額が27万円に本人、控除対象配偶者と扶養親族の合計数を乗じた金額以下の者には課税しない現行措置のほかに、控除対象配偶者又は扶養親族のある場合は更に9万円を加算することとなった。配偶者控除、扶養控除の対象要件については給与所得等の限度額を現行20万円から29万円に引上げることとなった。

- (2) 国民年金法等の一部改正（成立57年8月5日、公布8月13日、施行9月1日、一部公布の日、その他）

母子福祉年金及び準母子福祉年金の額は、月額31,200円から32,700円に、児童扶養手当の額は児童1人の場合月額31,200円から32,700円に、児童2人の場合、月額36,200円から37,700円に、特別児童扶養手当は、障害児1人につき月額24,000円から25,100円に、重度障害児1人につき月額36,000円から37,700円に、福祉手当は月額10,000円から10,550円にそれぞれ引き上げることとなった。

判 例

1 幼女交通事故死損害賠償請求上告事件(昭和56年10月8日 最高裁)

交通事故で死亡した幼女の損害賠償額の算定について、逸失利益は男女の格差をなくす方法で算定すべきだとして争われていた上告審で、最高裁は、①損害賠償額の算定に当たり賃金センサスによる女子労働者の平均給与額を基準として算定しても不合理なものとはいえない、②慰謝料の額は、原告の算定した額が著しく不当なものということとはできない、として上告を棄却した。

高裁判決(詳細は婦人の地位情報№7参照)は、逸失利益について、現在の女子労働者の平均給与額を基準として収入額を算定するとともに、逸失利益の算定に当たり女子の収入を予測する場合、男子のそれと著しい格差のある現在の状態が将来長期間継続することを前提とすることは必ずしも妥当でなく、また、特に児童の死亡による損害の算出に当たり男女の将来に格差を認めることは本来合理性に乏しいとして、現行の逸失利益の算出方法による男女間格差を慰謝料で補うという考え方を示したものであり、今回の最高裁判決は慰謝料を上積みする方法で男女間格差の是正を図った高裁判決を追認する結果となった。

2 平松漁協の組合員地位確認請求訴訟事件(昭和57年2月26日、福岡地裁)

北九州市小倉区平松町の女子漁民6名が、平松漁業協同組合への加入を求めて行っていた組合員地位確認請求事件において、福岡地方裁判所小倉支部は組合に対し、女子漁民の組合への加入申込みを承諾する旨の意思表示をするよう判決を下した。

女子漁民は、組合の地区内に住所を有し、かつ1年を通じて90日を超えて漁業に従事しており、組合の定款に定める組合員資格(この組

合の地区内に住所を有し、かつ1年を通じて90日を超えて漁業を営みまたはこれに従事する漁民は組合の正組合員となることができる)を具備しているとして、組合加入の申込みをしたが、組合は①「漁業を営む漁民」とは独立して漁業の経営主体となっている者を、また「漁業に従事する漁民」とは漁業を営む者との間の雇傭契約によりその者のために漁業に従事する者を指すものであり、訴えをおこした女子漁民は、漁業を営む夫と家計を同一にして夫を補助している家族の一人にすぎず、組合員資格を有しない、②組合員資格審査規定で、正組合員となるにはまず準組合員となり、さらに2年経過してから資格審査を受けなければならないこと、50歳以上の者は加入対象とならないことを定めており、要件を欠く、③夫は既に組合員であるから、特に組合員となる必要はない、④本件の加入申込みは漁業補償金の配分を受けることを目的とするものであり、組合の目的にそわないとして争われていた。

これに対し、福岡地裁は、①「漁業に従事する漁民」には漁業を営む者又は法人と雇傭契約を締結してその者のために漁業に従事する者ばかりでなく、漁業を営む者の家族(配偶者)として一緒に出漁するなどして漁業を手伝っている者も当然含まれる、②組合員資格審査規定の前述の規定は水産業協同組合法25条(加入制限の禁止)の規定の趣旨に違反し無効である、③組合員資格は個々の漁民に与えられ、組合員となった者はそれぞれ組合から経済的利益を享受する権利を与えられるとともに、議決権、選挙権等の共益権を与えられるのであって、家族で漁業を営んでいる場合にその一人に組合員たる地位を与えれば、他の家族に与える必要がないとはいえない。夫とともに組合に加入することが組合運営に支障となることは認めるに足る証拠はない、④漁業補償金の配分に与かること

のみを目的として加入申込みをしていると認めるに足る証拠はないとして、組合に対して加入申込みを承諾する旨の意思表示をするよう判決を下したものである。

3. 国籍確認請求控訴事件（昭和57年6月23日、東京高裁）

外国人と結婚した日本人の母親が国を相手に子供の日本国籍確認を求めている控訴審で、東京高裁は、①母親が日本人である場合、子供に日本国籍を認めないとの規定は国籍法ではなく、実定法上存在しない規定について、違憲立法審査権の名の下に、これを存在するものとして適用する権限は裁判所には与えられていない、②本件は法の欠陥（^{りんけつ}欠く、あるべきものがないの意の法律用語）の一場合と考えることができ、その場合には、裁判所としては条理によって欠陥を補うことが許されることがあるが、生地主義、両親血統主義、父母両系平等主義等立法政策上複数の選択肢が考えられるときは、いずれを選択するかは立法者に任せられるべきであり、国籍付与制度自体の違憲性を論じ、合憲の国籍法を制定するのは、国会の権限でありかつ義務であって、裁判所の権限でもなく又義務でもないとし、原判決の理由は、当裁判所の理由と同一ではないが、結論において正当であるから控訴を棄却する旨判決を下した（地裁判決については婦人の地位情報48参照）。

資料室

1. 昭和56年国民生活実態調査

厚生省は、昭和56年国民生活実態調査を取りまとめた。本調査は、全国の世帯及び世帯員を対象に55年9月1日現在の国民生活の状況を所得源及び所得総額を主軸に調査し、国民各層の生活実態を把握することをねらいとしている。

調査結果の中から、婦人の就業状況をみると、妻が常雇者の世帯の割合は20.1%、妻がパートタイマーの世帯は7.3%である。妻が常雇者の場合、妻の年当たり平均所得金額は161.8万円で世帯の平均所得金額の29.2%を占め、妻がパートタイマーの場合は妻の年当たり平均所得金額56.1万円で世帯の平均総所得金額の14.2%を占めている。また、妻の就労形態別に生活意識をみると、「ゆとりがある」とする世帯は、妻が常雇の世帯が11.0%、妻がパートタイマーの世帯が3.2%、妻が働いていない世帯が5.9%であり、「大変苦しい」又は「やや苦しい」とする世帯は、妻が常雇の世帯では31.5%、妻がパートタイマーの世帯では46.9%、妻が働いていない世帯では41.5%となっている。

2. 昭和56年人口動態の概況

厚生省は、57年6月、56年1年間に区役所などの戸籍窓口に提出された出生、死亡、婚姻届等をまとめ、56年の人口動態の概況を発表した。

<出生>

出生数は152万9千人で、前年より4万8千人減少し、49年以降8年間減少を続けている。また、出生率は人口千対13.0で、ひのえうまの41年を下回った前年の13.6をさらに下回り、明治33年以来の人口動態統計上での最低率である。

<死亡>

死亡数は72万人で、前年より3千人減少し、死亡率は人口千対6.1で前年より0.1低下した。死因は第1位悪性新生物、第2位脳血管疾患、第3位心疾患で、26年以来第1位であった脳血管疾患に代わって初めて悪性新生物が第1位となった。

乳児死亡率は出生千対7.1で44年以降低下

を続けている。

<婚姻・離婚>

婚姻数は77万7千組で前年より2千組増えたが、婚姻率は人口千対6.6で、人口動態統計上最低率であった。離婚数は15万4千組で前年より1万2千組増加し、離婚率は人口千対1.32で増加を続けている。

3. 日本人の平均余命—昭和56年簡易生命表—

昭和56年簡易生命表によると、男の平均寿命(0歳の平均余命)は73・79年で前年に比べ0.47年の伸びを示し、女の平均寿命は79.13年で前年に比べ0.41年の伸びを示した。男女の平均寿命の差は前年の5.40年から5.34年へと若干縮小した。

平均寿命の諸外国との比較は、国により作成基礎期間が異なるので厳密な比較はできないが、日本は男においては英、米、独、仏の欧米諸国を明らかに凌駕しており、女においてもこれらの国をやや上回る水準にある。男73年、女79年を超えているのは日本とアイスランド(男73.7年、女79.7年 作成基礎期間1979～80年)のみであり、日本の平均寿命は世界でもトップグループにある。

4. 女子保護の概況 —昭和56年—

労働省では、労働基準法に定められた女子保護規定の実施状況並びに労働基準法及び勤労婦人福祉法に基づく措置等の事業所における規定状況について、全国の9大産業に属する30人以上の常用労働者を雇用する事業所約1万を対象に女子保護実施状況調査を実施し、その結果を57年9月発表した。

それによると、56年中に女子常用労働者全体の2.4%、有夫の女子常用労働者の4.7%が出産したが、妊娠・出産により退職した者は妊娠婦全体の2.17%で、この割合は低下傾向に

にある。また、出産者の1人平均産前休業日数は38.5日、産後休業日数は48.8日であった。

事業所が定める産前産後休業期間は、法定基準(産前産後各6週間)どおりとする事業所が62.3%あったが、法定基準を上回る休業期間を定める事業所の割合は48年には4.9%にすぎなかったのが、56年には33.1%に達している。

また、勤労婦人福祉法に基づく、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置としての妊娠中及び分娩後の通院休暇制度を有する事業所は25.8%、妊婦の通勤緩和措置を実施している事業所は20.0%、~~妊娠~~妊娠障害休暇制度を有する事業所は18.1%である。育児休業制度を有する事業所の割合は今回の調査から教育が含まれたこともあって14.3%と大幅に上昇した。

婦人の登用

1. 女子公務員の採用、登用、職域拡大等の事例

○第二次鈴木内閣の科学技術庁政務次官に林寛子氏

鈴木内閣が改組され、56年11月30日、第二次鈴木内閣が発足したが、科学技術庁政務次官に林寛子(扇千景)氏が任命された。

○国連人権委員会政府主席代表に緒方貞子氏

57年2月1日から3月12日までジュネーブで開催された第38回国連人権委員会に日本は初めて委員国として参加したが、政府は元国連公使の緒方貞子氏を首席代表に任命、緒方氏は日本で初めての女性代表として出席した。任期は、57年1月から59年末までの3年間である。

○国会図書館の専門調査員に藤田晴子氏

57年4月1日付けで、国立国会図書館の専門調査員に藤田晴子氏が任命された。このポストは、事務次官と同等の待遇を受けるもの

であり、女性が次官相当職に就いたのは初めてである。

○総合安全保障担当の内閣審議官に女性

総合安全保障担当の内閣審議官に通産省出身の川口順子氏が起用され、57年1月11日発令された。

○初の女性税務署長

57年7月12日付けで、東京・品川の荏原税務署長に河村喜久栄氏が任命された。女性の税務署長の誕生は、明治29年に全国に税務署が設置されて以来初めてのことである。

○参議院事務局に幹部候補生として女性初採用

参議院事務局では、57年度の上級職採用試験で初めて女性にも受験を認め、女性33人を含む204人の受験者のうち13人が合格、女性では石坂文さん1人が採用された。

○国鉄本社に女性管理職

国鉄では本社旅客サービス課主幹に民間から女性を登用することとし、56年12月1日付けで発令した。このポストは課長クラスで、ここに女性が抜てきされたのは国鉄の109年の歴史で初めてである。登用されたのは、日本交通公社国内旅行部旅行クラブ事務局長の稲垣和代氏で、公社に籍を残したまま、嘱託の形で一年間出向する。

2. 各種委員会等への婦人の登用

○ILO使用者側代表団に初の女性

57年6月に開催されたILO総会の使用者側代表顧問の1人に日経連国際課長の小倉綾子氏が女性として初めて選ばれ、内閣の指名を受けた。

○JOC委員に小野清子氏

日本オリンピック委員会(JOC)委員に日本スポーツ芸術協会の推薦で女性として初めて小野清子氏が57年3月24日就任した。小野氏は日本代表体操選手として1960年ローマ、64年東京オリンピックに出場、現在は日本スポーツ芸術協会理事、日本体操協会女子競技本部長、スポーツ法人クラブ協会常務理事等を務めている。

○司法試験考査委員に初の女性試験官

57年1月12日、坂田法相は、57年度司法試験第二次試験の考査委員91人を任命したが、24年から始まった同試験で初めて女性委員が任命された。委員に選ばれたのは、刑事政策担当の木村静子成蹊大学法学部教授と心理学担当の岩男寿美子慶応大学新聞研究所教授の2人である。

○初めて女性委員が任命された国のレベルにおける審議会

国のレベルの審議会ですべて初めて女子が任命されたものは以下のとおりである。

審 議 会	氏 名	現 職	発令年月日
農林水産省果樹農業振興審議会	香 川 よし子	女子栄養大学教授	56.8.19
文化庁著作権審議会	三 枝 佐枝子	評 論 家	56.9.16
国土庁小笠原諸島振興審議会	加 藤 富 子	(財)自治総合センター参与	57.2.24
建設省都市計画中央審議会	戸 川 昌 子	作 家	57.7.1

3. 国家公務員採用試験区分中54年度より女子の受験が認められた職種への女子の進出状況

国家公務員採用試験区分中54年度より女子の受験が認められた職種への進出状況は別表の

のとおりであるが、そのうち昭和56年9月から57年8月までに初めて女子が進出した分野は次のとおりである。

○入国警備官採用試験は56年度から女子の受

験が認められるようになり、女子3名が採用された。女子入国警備官は、国家公務員採用試験（初級）合格者の中から選考採用等により既に33人いる（56.9.1現在）が、入国警備官採用試験に基づく正式採用は、今回の3人が初めてである。

○国家公務員税務初級試験も56年度から女子の受験が認められるようになったが、国税庁

は57年4月1日付けで女子の税務職員183人を採用した。

○また、気象庁の幹部を育てる気象大学校では、57年4月、初めて女子学生が入学し、最初の女性気象技術者を目指すこととなった。同校は55年度に女子にも門戸を開放し、これまで数人の女子合格者が出たが、いずれも他の大学に受かり同校を辞退していた。

試験区分		昭和54年度		昭和55年度		昭和56年度	
		総数	女	総数	女	総数	女
海上保安学校	校生10月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数	670	79(11.8)	541	32(5.9)	496	32(6.5)
	合格者数	150	11(7.3)	109	3(2.8)	128	5(3.9)
海上保安学校	校生4月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数	1,813	103(5.7)	1,438	111(7.7)	1,524	121(7.9)
	合格者数	215	16(7.4)	252	25(9.9)	247	21(8.5)
海上保安学校	校生10月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数	872	23(2.6)	751	18(2.4)	1,026	33(3.2)
	合格者数	73	1(1.4)	93	2(2.2)	91	2(2.2)
海上保安学校	校生4月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数	37	1(2.7)	53	0(-)	47	2(4.3)
航空管制官	校生10月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数	1,415	102(7.2)	1,323	135(10.2)	1,112	143(12.9)
	合格者数	31	6(19.4)	23	5(21.7)	33	10(30.3)
航空管制官	校生4月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数	26	5(20.0)	14	2(14.3)	20	4(20.0)
航空管制官	校生10月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数	2,167	81(3.7)	2,265	147(6.5)	2,468	205(8.3)
	合格者数	161	2(1.2)	171	12(7.0)	171	11(6.4)
航空管制官	校生4月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数	65	2(3.1)	63	3(4.8)	61	8(13.1)
気象大学	校生10月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数	1,968	91(4.6)	1,611	91(5.6)	1,571	104(6.6)
	合格者数	54	0(-)	71	3(4.2)	111	6(5.4)
気象大学	校生4月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数	9	0(-)	13	0(-)	20	1(5.0)
国専門官	校生10月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数			13,967	573(4.1)	12,947	632(4.9)
	合格者数			1,159	32(2.8)	1,132	39(3.5)
皇護衛官	校生10月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数			591	20(3.4)	567	24(4.2)
	合格者数			627	91(14.5)	585	64(10.9)
皇護衛官	校生4月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数			42	2(4.8)	58	1(1.7)
	合格者数			29	2(6.9)	36	1(2.8)
国家公務員	校生10月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数					16,211	5,745(35.4)
	合格者数					2,012	283(14.1)
入警備官	校生10月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数					1,336	184(13.8)
	合格者数					1,463	163(11.1)
刑務官	校生10月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数					40	3(7.5)
	合格者数					20	3(15.0)
刑務官	校生4月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数					A(男子)	B(女子)
	合格者数					4,783	466
刑務官	校生10月	人	人 %	人	人 %	人	人 %
	申込者数					904	54
	合格者数					517	35

(57.4.1現在、人事院調べ)

- 注 1. ()の数字は総数に対する女子の比率である。
 2. 刑務官A及びBの採用試験内容は同一であるが、女子刑務官は女子受刑者収容刑務所(全国4か所)に配置されるため採用人数が限定されている。

4. 民間企業における婦人の登用

○日経連国際課長

日経連の国際課長に女性としては初めて、小倉綾子氏が就任した。小倉氏は57年3月1日付けでモービル石油人事給与課長（海外担当）から出向したものである。

○日本航空国際業務部付部長

日本航空は、8月15日付けで国際業務部付部長に滝田あゆち氏を登用、同社創立以来初めての女性部長が誕生した。

5. 民間企業における婦人の再雇用制度等

○西武流通3社：再就職先連携

結婚、出産、育児等の理由により退職した女子社員に対し、一定の要件を備えていれば退職時の資格で職場に復帰できるライセンスを与える「女子再雇用ライセンス制度」を西武百貨店では55年より導入していたが、同じ西武流通グループの西武クレジットも57年6月から「西武ライセンス制度」を発足させた。同グループの西友ストアも来春には実施を予定しており、このライセンスを持っていれば西武百貨店、西武クレジット、西友ストアの全国約250店のどの店でも働くことができるようになり、西武流通グループに勤める女子社員にとって再就職の機会が一段と増えたことになる。

また、西武流通グループではライセンス制度を利用しやすくする環境づくりとして10月からベビーケアシステムの運営を開始することとしている。同グループでは生後6か月までは育児休業制度を実施しているが、今回は7か月から21か月までの乳幼児を企業内託児所で預かる計画をたて、まず、東京・池袋に託児所を作り、1人1か月3万5千円で乳幼児を預かる。

○大丸：嘱託、パートも対象にした女子従業員復職制度採用

大丸百貨店では退職した女子従業員を優先的に再雇用する復職制度を56年10月から導入したが、この制度は社員だけでなく、嘱託、パートタイマーも含めた女子従業員を対象としている。

<トピックス>

☒ 東京都「職場における男女差別苦情処理委員会」の調整により女性世帯主にも家族手当支給

日産自動車の全金プリンス自工支部は、「規定上、実際に扶養している世帯主である従業員に対し、家族手当を支給すると明記されているにもかかわらず、女子が家族手当の支給を申請したところ、会社は社会通念上の世帯主でないなどを理由に手当の支給を拒否した」とし、東京都の「職場における男女差別苦情処理委員会」（江幡清会長）に対し申立てをしていたが、57年7月9日、申立てられた4件の事例のうち1件について、組合と会社間の合意が成立し、女子世帯主にも家族手当が支払われることとなった。

同委員会では、①家族手当は賃金であり、男女の性別にかかわらず「従業員」としてのみ対応し、支給されるべきものである、②支給基準に、従来の社会通念上の世帯主を用いることは近年の婦人労働者の増大のなかで、適切とはいえない、③受給の対象となる家族を扶養する事実とそれに基づく申請があれば男女にかかわらず支給することが望ましいと判断してあっせんを行ったが、会社は、④実際に扶養している世帯主とは、世帯の実質的な長として主たる生計の維持者となり、社会

通念上も世帯主といわれるにふさわしい者
いい、通常、そのような世帯主は男子である、
②企業の賃金政策上の問題、支給事務の合理的
処理の必要性などの点から、家族手当は、現
状において必ずしも理論どおりに支給できな
いなどと反論したため、委員会の「見解」によ
る解決を断念し、一致できる部分で合意が図
られるよう労使の調整を進めた。その結果、
妻が世帯主であり、夫の収入が妻よりも少な
く、夫の側に家族手当制度が無い事例につい
て、両者の合意が得られ家族手当が支給され
ることとなったものである。

☑ 神戸商船大に女子学生6人合格

全国の国公立大学の中でただ1校、開校以来
女子の入校を認めていなかった神戸商船大学
は、57年度から女子にも門戸を開き、57
年3月、196人の男子のほか、初めて6人
の女子学生が合格した。学科別内訳は、航海
学科2名、機関、原子動力学科各1名、輸送
科学学科2名である。

☑ 女子学生ドーバー海峡横断

英国とフランス間のドーバー海峡(34キロ)
の水泳横断に3度目の挑戦をした早稲田大学
文学部3年生大貫映子氏(22)は、57
年7月31日、英国のフォークストンからフ
ランス側のグリネ碑に9時間32分で到着、
公式には日本人として初の横断成功者となっ
た。

<各賞での婦人の受賞>

☑ 五輪功労賞

国際オリンピック委員会からオリンピック
運動の功労者に贈られるオリンピック・オー
ダー(功労賞)銀賞を57年4月、兵藤秀子
氏が受賞した。兵藤氏は旧姓前畑としてベル

リンオリンピックで金メダルを獲得した水泳
選手で現在はスイミングスクールで子供や母
親たちに水泳を教えている。功労賞は日本で
は6人目、女性としては初めての受賞である。

☑ ボーン・上田賞

国際報道に活躍した記者に贈られるボーン
・上田賞に朝日新聞のニューヨーク支局員
下村満子氏が選ばれた。同賞は1950年創
設以来41人の受賞者があるが女性記者の受
賞は初めてである。同賞は日米交流に尽くし
たM・W・ボーンUPI副社長と上田碩三電通
社長を記念して創設された。

☑ 日本芸術院賞・恩賜賞

日本芸術院は56年度(第38回)の日本
芸術院賞・恩賜賞を小説家の芝木好子氏に贈
った。芸術院賞は、優れた芸術作品を生み出
したり、芸術の進歩に貢献した人に贈られ、
恩賜賞は、その中から各部1人に限ってさら
に優れた人が選ばれる。恩賜賞受賞者は36
人で、そのうち女性は芝木氏で5人目である。

☑ 文化功労者

56年度の「文化功労者」に生田流筆曲の
米川文子氏が選ばれた。この制度は昭和26
年に文化の発展に優れた功績をあげた個人を
顕彰するために設けられたものである。

☑ 猿橋賞

「女性科学者に明るい未来をの会」は第二
回「猿橋賞」を山田晴河氏(関西学院大学理
学部教授)に贈った。同賞は気象研究所地球
化学研究部長猿橋勝子氏の定年退官を記念し
て女性科学者の地位向上と若い研究者の励み
にと創設されたものである。今回の受賞対象
となった研究は「レーザー・ラマン分光によ
る表面現象の研究」

☑ 赤松常子賞

労働運動や平和運動と共に女性の地位向上

に尽くした元参議院議員赤松常子氏を記念して、地道に地域の中で平和運動、婦人の地位向上運動、社会福祉活動、労働運動等に10年以上取り組んできた女性に贈られる「赤松常子賞」の第11回目の受賞者が4名決まった。中地朝子氏（元全国海友婦人会々長）、守田フミ氏（世界連邦岡山県協議会副会長）、高浜澄子氏（日本民主婦人の会大阪府支部連合会副会長）、高井美代子氏（労組専従者）である。

☑ 菊池 寛賞

日本文化振興会が昭和13年から毎年、広く文化活動一般に創造的業績をあげた人、団体に贈る「菊池寛賞」に映画部門で高野悦子氏を選ばれた。高野氏は現在岩波ホールの総支配人として名画上映運動「エキブ・ド・シネマ」を8年前から続けている。

☑ H氏賞

日本現代詩人会が新人の詩集を対象に創設した「H氏賞」の第32回受賞作品に青木はるみ氏の「鯨のアタマが立っていた」が選ばれた。

☑ エイボン賞

現代社会で活躍、功績を残した女性にアメリカ化粧品メーカーから贈られる「エイボン女性年度賞（1981年度）」に56年10月、猿橋勝子氏ら5名が選ばれた。今回の受賞者氏名と受賞理由は以下のとおりである。

（エイボン女性大賞）猿橋勝子氏：地球化学の分野での功績、女性の地位向上及び世界平和への活動、（同功績賞）澤地久枝氏：ノンフィクション作家として、現代社会の真実を問い続けてきた、（同教育賞）大村はま氏：教職生活を通して個人差に応じた独創的な指導法を開拓、（同芸術賞）林雅子氏：男社会の建築界で美と機能性の調和した環境づくりに貢献、（同スポーツ賞）増田明美氏：長距

離界で次々と新記録を樹立。

☑ 毎日出版文化賞

ドメス出版から出版された日本婦人問題資料集成全10巻が約10年がかりで完成し、「第53回毎日出版文化賞特別賞」に選ばれた。本集成の各巻の編・解説の担当は次の諸氏である。

（一）人権、（二）政治・市川房枝、（三）労働・赤松良子、（四）教育・三井為友、（五）家族制度・湯沢雅彦、（六）保健・社会制度・一番ヶ瀬康子、（七）生活、（八）思潮上、仇思潮下・丸岡秀子、（九）近代婦人問題年表・丸岡秀子、山口美代子

婦人団体等の動き

1. 「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」の最近の動き

「国際婦人年日本大会の決議を表現するための連絡会」（48団体、世話人——大羽綾子・鍛冶千鶴子・中村紀伊）は、57年5月28日、婦人問題企画推進本部長あて、①世界行動計画及び地域行動計画達成のため、1985年国連婦人の10年世界会議に向けて、その前年のアジア太平洋地域経済社会委員会地域準備会議を東京で開催すること、②世界行動計画の目標達成のため、国連婦人の10年に引き続いて、次の10年（1986年～1995年）を設定することを要請した。

また、57年9月16日、5政党の婦人政策を聞く会を開催し、育児休業法案、母性保護と男女雇用平等法案、パートタイマー対策、臨調基本答申と婦人関係対策、家庭科の男女共修問題の5項目について、自由民主党（石本茂議員）、日本社会党（田中寿美子議員）、公明党（柏原ヤス議員）、民社党（加藤綾子氏）、日本共産党（山中郁子議員）から説明を受けた。

2. 第2回国連軍縮特別総会に向けての婦人の動き

第2回国連軍縮特別総会に向けて、国民運動推進連絡会議（呼びかけ人・評論家中野好夫氏ら）では3,000万人署名運動を提唱したが、この運動を盛り上げ目標を達成するためには婦人の結集が必要であるとして、57年2月3日「第2回国連軍縮特別総会に向けて婦人の行動を広げる会」（5月現在、参加団体39）が発足した。

同会では、婦人週間初日の4月10日、日本教育会館で「私たちの1票で平和を築く婦人のつどい」を開催し、国連や政府に軍縮を訴えていくことを確認した。

また、5月23日午後、国民運動推進連絡会議の主催で「82年平和のための東京行動」が行われたが、同行動に先立ち、午前中に「5.23東京行動婦人のつどい」が上野公園で開かれ、「第2回国連軍縮特別総会に向けての婦人の行動を広げる会」参加団体の婦人をはじめ、全国から婦人が参加し、「核兵器廃絶と軍縮を実現し、平和な世界をきつぎましょう。すべての婦人が手をつなぎ、子どもたちの未来を守りましょう」とのアピールを採択した。

なお、「第2回国連軍縮特別総会に向けての婦人の行動を広げる会」は、7月15日から、「核兵器廃絶と軍縮を実現するために婦人の行動を広げる会」と改称し、核兵器廃絶と軍縮の実現のための活動を継続していくこととしている。

3. 全農婦協結成30周年第27回全国農協婦人大会の開催

全国農協婦人組織協議会（竹田カツ会長）は、結成30周年を迎え、57年1月27、28日に、日本青年館で大会を開催した。1日目は、農協婦人組織のあゆみを舞台劇にした「幸せは虹とともに」の上演、講演、2日目は、農林水

産大臣、全国地域婦人団体連絡協議会々長等の挨拶を受けた後、「80年代の農協婦人部の方向」等について全体討議が行われた。

4. 創立30周年記念全国地域婦人大会の開催

全国地域婦人団体協議会（大友よみ会長）は、創立以来、地域を基盤とした婦人団体として、婦人問題、消費者問題等に取り組んできたが、57年7月9日、創立30周年を迎え、日比谷公会堂で創立30周年記念全国地域婦人大会を開催した。来賓の内閣総理大臣、東京都知事、主婦連合会会長等の祝辞につづき、映画「かたつくつよく結ばれて〜地婦連30年のあゆみ〜」の上映、シンポジウム「平和を築く地域活動」等多彩なプログラムで実施され、最後に、今後の活動を誓った「私たちの決意」が採択された。

5. 市川房枝記念事業委員会の発足

財団法人婦選会館では、前理事長故市川房枝氏の志を継ぎ、その遺業をさらに充実、発展させるため、記念事業を計画し、そのための記念事業委員会が7月21日発足した。記念事業は次の3件である。

(1) 「財団法人婦選会館」を改称し、「財団法人市川房枝記念会」とする。

(2) 「市川房枝基金」の創設

(3) 市川房枝記念展示室、交流ラウンジの新設

6. あごろ10周年記念のつどいの開催

「女の生き方、人間の解放について話しあうひろば」になるようにと、昭和47年に創刊され、編集から販売まで、すべて女性のボランティアによって行われている雑誌「あごろ」（現在年2回発行。現在までに26号発刊。）が創刊10周年を迎え、57年7月31日、8月1日に「あごろ10周年記念のつどい」が開催された。

国際ニュース

(1) 締約国 39か国

(署名・批准を行った国 37か国)
(加入した国 2か国)

1. 「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に 関する条約」の批准状況

国連によると、昭和57年6月30日現在の
批准国等の状況は次のとおりです

(2) 署名のみ行っている国 51か国

(3) 本条約の発効日 昭和56年9月3日

(4) 締約国一覧表

国 名	批准年月日	署名年月日	国 名	批准年月日	署名年月日
スウェーデン	55年 7月 2日	55年 3月 7日	フィリピン	56年 8月 5日	55年 7月15日
東 独	" 7月 9日	" 6月25日	ラ オ ス	" 8月14日	" 7月17日
キューバ	" 7月17日	" 3月 6日	エル・サルヴァドル	" 8月19日	" 11月14日
ガイアナ	" 7月17日	" 7月17日	ブータン	" 8月31日	" 7月17日
ポルトガル	" 7月30日	" 4月24日	エチオピア	" 9月10日	" 7月 8日
ポーランド	" 7月30日	" 5月29日	エジプト	" 9月18日	" 7月16日
ドミニカ国	" 9月15日	" 9月15日	スリ・ランカ	" 10月 5日	" 7月17日
バルバドス	" 10月16日	" 7月24日	ウルグアイ	" 10月 9日	56年 3月30日
中 国	" 11月 4日	" 7月17日	ニカラガア	" 10月27日	55年 7月17日
カーボ・ヴェルデ	" 12月 5日		パナマ	" 10月29日	" 6月26日
(加入)			エクアドル	" 11月 9日	" 7月17日
ハンガリー	55年12月22日	55年 6月 6日	カナダ	" 12月10日	" 7月17日
ソ 連	56年 1月23日	" 7月17日	ルーマニア	57年 1月 7日	" 9月 4日
白 露 シ ア	" 2月 4日	" 7月17日	コロンビア	" 1月19日	" 7月17日
ルワンダ	" 3月 2日	" 5月 1日	ブルガリア	" 2月 8日	" "
ウクライナ	" 3月12日	" 7月17日	チェコスロヴァキア	" 2月16日	" "
メキシコ	" 3月23日	" "	ヴェトナム	" 2月17日	" 7月29日
ノールウェー	" 5月21日	" "	ユーゴスラビア	" 2月26日	" 7月17日
ハイチ	" 7月20日	" "	オーストリア	" 3月31日	" 7月17日
モンゴル	" 7月20日	" "			
セントヴィンセント及び グレナディーン諸島	" 8月 4日				
(加入)					

(5) 署名国一覧

国 名	署名年月日	国 名	署名年月日	国 名	署名年月日
ボリヴィア	55年5月30日	ギニア・ビザウ	55年7月17日	アイスランド	55年 7月24日
ホンデュラス	" 6月11日	イスラエル	" "	テュニジア	" "
アルゼンティン	" 7月17日	イタリア	" "	コンゴ	" 7月29日
オーストラリア	" "	象牙海岸	" "	ガンビア	" "
ベルギー	" "	ジャマイカ	" "	インドネシア	" "
ブルンディ	" "	日 本	" "	セネガル	" "
チ リ	" "	レ ソ ト	" "	イ ンド	" 7月30日
コスタ・リカ	" "	ルクセンブルグ	" "	ウガンダ	" "
デンマーク	" "	マダガスカル	" "	アフガニスタン	" 8月14日
ドミニカ共和国	" "	オランダ	" "	カンボディア	" 10月17日
フィンランド	" "	ニュー・ジーランド	" "	シヨルダン	" 12月 3日
フランス	" "	スペイン	" "	ブラジル	56年 3月31日
ガボン	" "	タンザニア	" "	グアテマラ	" 6月 8日
西 独	" "	米 国	" "	英 国	" 7月22日
ガーナ	" "	ヴェネズエラ	" "	ペル ー	" 7月23日
グレナダ	" "	ザイール	" "	ベナ ン	" 11月11日
ギニア	" "	ザンビア	" "	ギリシヤ	57年 3月 2日

また、同条約の第17条に、条約の実施についてもたらされた進歩を検討するために、婦人に対する差別の撤廃に関する委員会を設置すると規定されていることから、同条に基づき、57年4月16日、ニューヨークの国連本部において、条約の締結国による会合が開催され、婦人差別撤廃委員会の23人の委員の選挙が行われると共に、同委員会の手続規則を決定した。

締約国は同条約第18条により自国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内に、またその後は少なくとも4年ごとに、更には委員会が要請するときにこの条約の実現のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれによりもたらされた進歩に関する報告を国連事務総長に提出することになっており、委員会は、この報告を検討するために毎年会合をもつこととなっている。

2. 第36回国連総会において採択された婦人に関する決議

第36回国連総会は、1981年9月15日から12月18日までニューヨーク本部において開催されたが、婦人に関する決議の要旨は次のとおりである。

(1) 国連婦人の十年：平等、発展、平和

(イ) 各国政府に対し、後半期行動プログラムの実施が実質的に進むために必要な措置をとり続けるよう要求する。

(ロ) 地域委を含む国連諸機関に対し、後半期行動プログラムの実施のための財源を確保するよう要求する。

(ハ) 後半期行動プログラムの実施に関して国連諸機関の中心として社会開発人道問題センターの役割を強調する。

(ニ) 婦人の地位委に対し、1982年の会期

において1985年の世界会議の準備問題に重点をおいて検討し、経社理を通して、第37回国連総会にこの問題についての提案を提出するよう要請する。

(ホ) 国連と婦人の向上のための国際調査訓練研修所の密接かつ継続的協力の必要を強調し、事務総長に対し、研修所がその任務を実行するために必要な措置をとるよう要請する。

(2) 開発における婦人の役割に関する諸問題の国連内での考慮

(イ) 開発における婦人の統合に関する文書が関連の議題の下で第三委にも用いられるよう勧める。

(ロ) 第三委が開発における婦人の役割についての世界調査を主管するよう希望する。

(3) 婦人の向上のための国際調査訓練研修所
全ての政府に対し、研修所の信託基金への財政的拠出を考慮するよう勧める。

(4) 国連婦人の十年基金

(イ) 加盟国が誓約した自発的拠出に対し謝意を表明するとともに追加拠出を要請する。

(ロ) 本基金が「婦人の十年」終了後もその活動を継続することを決定する。

(ハ) 事務総長に対し、「婦人の十年」以降の基金の活動の継続のあり方についての加盟国の見解をとりまとめて第39回国連総会に報告するよう要請する。

(5) 働く権利の平等

各政府に対し、外交官、領事官及び国際公務員の配偶者に、適当であれば、労働許可を与えることを考慮するよう要請する。

(6) 婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約の状況

(イ) 本条約が1981年9月3日に発効したことを歓迎する。

(ロ) 全ての未締約国に対し、批准・加入する

ことによって条約に参加するよう招請する。

(7) 国際の平和の強化とその他の重要な国内・国際問題の解決のための闘争への婦人の参加
宣言案

3. 第29回婦人の地位委員会の開催

第29回婦人の地位委員会が、57年2月24日から3月5日までウィーンで開催され、我が国からは榎田暁子代表をはじめとして、赤松良子代表代理ら6名が参加した。

同委員会は日本を含む32か国の委員国（アジア6か国、アフリカ8か国、ラテンアメリカ6か国、西欧及びその他8か国、東欧4か国）で構成されているが、今回の会合は29か国の委員国が出席し、オブザーバーの出席者を加えると参加者数は150人をこえた。

本会議の議題は①世界行動計画及び国連婦人の10年後半期行動プログラムの1980年～81年の間の履行進捗状況の見直しと評価、②婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、③国連婦人の10年の見直しと評価のための世界会議の準備、④婦人の地位に関する通報、⑤婦人及び子供の状況等であったが、討議の結果、①、②及び③の関係では次の決議が採択された。

1. 経済開発における婦人の役割

2. 婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(1) 各国政府に対する条約の批准又は加入の強い勧誘

(2) 条約等5部に規定する専門家委員会の早期活動開始への関心表明

(3) 事務総長に対する専門家委員会報告の婦人の地位委員会への提出要請

(4) 婦人の地位委員会 30会期議題に条約の問題を包含するよう奨励

(5) 事務総長に対する条約についての広報努

力を行うことの勧告

3. 国連婦人の10年；平等、発展及び平和、
1985年世界会議の準備

(1) 婦人の地位委員会が世界会議の準備機関となり、作業を行うこと、国連加盟国が可能な限り最も広範に参加することを決定及び婦人の地位委員会が特別会合を1983年及び85年にウィーンで開催すべきことを勧告

(2) 社会開発人道問題センター婦人の地位向上部が世界会議及び準備委員会の事務局となるよう総会に勧告することを決定

(3) 世界会議による検討のための西暦2000年までの婦人の地位に関する積極的な展望の草案を準備機関によって準備されることを勧告

(4) 加盟国に対し、世界会議の国内レベルでの準備及びナショナルレポートの準備、テーマの協議等のための国内委員会の設立を検討するよう奨励

(5) 国連の地域委員会に対し1985年会議の問題、テーマ、その準備のための地域レベルでの機動的準備の協議結果を世界会議の準備機関に提出するよう要請

(6) 1985年会議の目標、テーマについての政府の見解及び非政府機関の見解と文書により提出することを奨励

4. OECD「経済における婦人の役割に関する第6作業部会」の開催

OECDの労働力社会問題委員会は、経済における婦人の役割を広範な角度から検討するため、「経済における婦人の役割に関する第6作業部会」を設け、1974年に第1回会合が開催されて以来、仕事を持つ親のための保育、教育及び訓練における婦人、婦人と雇用、経済における婦人の機会均等政策等について討議が行われてきた。57年5月24

日及び25日に第6回の会合が開催され、OECD諸国における婦人の雇用及び失業の傾向、婦人の雇用の集中化については討議が行われた。

5. 第68回ILO総会において「使用者の発意による雇用の終了に関する条約」(158号)を採択

57年6月2日から23日まで開催された第68回ILO総会において、正当な解雇理由、挙証責任、人員整理の際の労使協議と公的機関への通知義務等を規定した雇用終了条約とそれを補足する勧告が採択された。

同条約の第5条では、①労働組合員であること、又は労働時間外の組合活動等に参加したこと、②労働者代表として就任したこと等、③人種、皮膚の色、性別、婚姻上の地位、家族的責任、妊娠、宗教、政治的意見、国民的出身又は社会的出身、④出産休暇中の休業等を終了の妥当な理由としてはならないと規定している。

6. 男女平等憲法修正案(ERA)の再提出
(アメリカ)

アメリカでは、憲法に「法の下での平等」を明記させるための「男女平等憲法修正案(ERA)」が、1972年に連邦議会を通過したが、憲法修正に要する全米50州のうち3/4(38州)の批准が、1982年6月30日、35州まで批准して期限切れとなったため憲法は修正されなかった。しかし、7月14日、「ERAに関する決議案」が下院に再提出され審議を行っている。

7. 公衆衛生に関する法改正・男の助産婦誕生へ(フランス)

フランス国民議会(下院)の文化・家庭・社会問題委員会は「助産婦という職業から男性を排除することは正当でなく、男女差別は解消すべきである」として女性の専門職と

みられていた助産婦を男性にも門戸開放するため、公衆衛生に関する法改正案を82年5月に採択した。

8. 婚姻法改正（スウェーデン）

1981年12月、スウェーデンでは婚姻法を改正し、結婚歴10年未満の専業主婦が離婚した場合、夫名義の財産分与は認めないことになった。この法改正は女性の社会進出を前提としたものであり、例えば就業者の割合は男性10に対し女性9と、数の上での女性の社会進出は育児休暇制度等の完備によりほぼ飽和点に達している。このため夫婦の財産には当然妻名義のものも含まれ、離婚の際に、妻が無一物となることはほとんどない。また、専業主婦は前もって妻に財産分与を認める証文と財産目録の作成により保護され、その他にも、専業主婦を保護する制度として離婚後、就業までの準備期間中失業保険の支給、寡婦年金の支給及び付加年金の受給資格年限に専業主婦の年数も加算するなどが整っている。このような条件整備がなされている一方で、離婚が多くなっているため、結婚歴の浅い専業主婦に財産権を認めると夫の財産が次々に半減してしまうという事情等がその背景となって、このたびの改正となった。

9. アメリカにおける最近の判例から

△住友商事アメリカの経営幹部登用における男女差別に対する判決

1982年6月14日、アメリカ連邦最高裁は、住友商事アメリカ（本社ニューヨーク）の女性職員12名の「会社は女性職員を事務職に限定し、管理職に登用せず、日本男性だけを昇進させることは、公民権法に違反している」との訴えを認める判決を行った。最高裁長官は会社側の「日米友好通商条約によって、日本企業は独自の判断で管理、技術要員を雇用でき、米国内法

である公民権法に従う必要はない」とする主張を退け、「同社は米国内において組織された米国企業の一つとみなされるべきであり、同社は他の米国企業と同じ権利を有するとともに同じ義務を負っている」と判断した。

△州立大学の看護学科の男性入学拒否に対する判決

アメリカ連邦最高裁判所は、州立大学の看護学科が男性の入学を拒否するのは「特定の職業が女性向き、あるいは男性向きとする画一的な考え方を定着させるのに役立つだけである」として男性の入学も許可すべきであるとの判決を行った。

<海外トピックス>

1. 各国からの婦人問題関係者の来日

△ピーターソン女史（アメリカ）

アメリカのカーター前大統領の消費者問題担当特別補佐官エスター・ピーターソン女史が総合生活研究開発センターの招きで来日し、56年11月4日「第4回トータルライフ・フォーラム」で「消費生活問題と企業・行政・指導者」をテーマに講演を行った。同女史は1961年、ケネディ大統領によって労働省婦人局長に登用されて以来、ジョンソン、カーター両大統領と、三代の大統領のもとで労働問題から婦人問題、消費者問題と政府の主要なポストを務めてきた。

△レイ婦人局長（カナダ）

カナダ労働省幹部一行の一員としてレイ婦人局長が57年1月17日から24日まで来日した。労働省婦人少年局では、21日に「レイ婦人局長を囲む懇談会」を開催し、カナダにおける婦人差別撤廃条約の批准（56年12月）の経緯説明や日本、カナダにおける婦人

労働行政施策等についての意見交換等を行った。日本側として、婦人少年局長、総理府婦人問題担当室長等が出席した。

△エヴリヌ・シュルロ女史（フランス）

フランスの婦人問題研究家エヴリヌ・シュルロ女史が文部省の招きで57年3月2日～15日まで来日し、東京・大阪・京都を訪問、婦人の雇用問題、職業教育、訓練について関係者との懇談や「フランス女性の意識と生活」と題する講演を行った。同女史はフランス政府の経済社会評議会委員を務める社会学者で、中高年女性の職場復帰訓練養成機関「ル・トラピユ協会」（再就職協会）を創設、その会長を務めている。

△シモーヌ・ペイル女史（フランス）

フランスの元首相でECの諮問機関である欧州議会議長も務め、現在欧州議会司法委員会委員長のシモーヌ・ペイル女史がNHKの招きで3月22日～29日まで来日し、東京・大阪で「ヨーロッパにおける婦人の地位」「福祉と私たち—現代社会における福祉と個人」と題して講演を行った。同女史は、ジスカールデスタン大統領誕生とともに厚生大臣に就任し、妊娠中絶自由化法案を成立させたのをはじめ、家族手当や未亡人手当の改善などに力を注いできた。

△中国婦人代表团

中華全国婦女連合会主席で故朱徳將軍夫人の康克清女史を団長とする中国婦人代表团12人が4月12日～23日まで来日した。日中国交回復10周年の記念行事の一環として、日本側の各婦人団体の代表が運営委員となって各界、各層の婦人に呼びかけて歓迎委員会を組織して招へいしたものである。一行は東京及び大阪、奈良、京都を回り、各界の婦人代表と懇談を行ったほか、康克清女史の講演会や各施設の訪問をした。

2. ソビエト宇宙飛行船「ソユーズT7号」に女性宇宙飛行士

ソ連は、1982年8月19日、女性1人を含む3人乗り宇宙船「ソユーズT7号」を打ち上げた。宇宙研究員として乗り込んだ女性は、スベトラナ・サビツカヤ女史（34）で、モスクワの航空技術大学を出たテストパイロットである。今回の主な任務は女性の身体が長期間の無重力状態にどう反応するか医学的テストにある。

女性の宇宙飛行士は、ワレンチナ・テレシコワ女史（現在、ソ連婦人委員会議長）が1963年1人乗り宇宙飛行船「ヴォストーク9号」で地球を48周して以来19年ぶり、2人目である。

なお、アメリカでも、来年4月に予定されている米宇宙連絡船（スペースシャトル）の第7回飛行に女性宇宙飛行士が乗り組むことが決まっている。

3. アメリカにおける最近の調査から

△アメリカの女性管理職20年で3倍

アメリカの労働省が3月にまとめた統計によると全米の会社で管理職に就いている女性の数は1982年で302万人と、20年前の1960年の109万人から約3倍に増加した。この伸び率は男性の伸び率の約5倍となっている。アメリカでこのように女性の管理職が急増した原因としては、女性の有職者人口の増加があげられる。1960年には16歳以上の女性の37.8%が有職者だったのに対し、81年には52.3%と増えている。また、以前は女性は出産と育児の期間にわたって家庭にとどまっていたのが、現在では出産の期間だけ職場から離れる傾向にあることが30代、40代の働く女性の数が多くなってきたことからわかる。このことは、女性を管

理職の座に就ける確率を高めている。

△アメリカの法曹界の女性進出状況

米国際交流庁がまとめた女性法律家の現状についてのレポートによるとアメリカの女性法律家は7万人で全法律家の13%を占める（ちなみに日本では女性弁護士474人、全弁護士の3%）。アメリカの法曹界にここまで女性が進出してきた背景には、まず第一に大学法科への女性の進出がある。60年代の女性解放運動の結果、すべての教育機関は男女に平等の機会を与えることが法的に保証され、法律を学ぶための門戸が開かれた。そして、10年前は法科の女子学生は男子23人に1人の割合だったのが、現在では35%になっている。第2に就職における門戸の開放がある。10年前には大手企業の弁護士の女性の割合は1%にすぎなかったのが、現在では2割にまで増え、また、大学法科の女性教授も各大学に最低1人はいる。しかし、まだ裁判所や弁護士界の上級クラスには女性は少なく、全米で女性判事は5%である。

4. 外国における婦人の登用

△国連に初の女性事務次長

国際婦人デーにあたる1982年3月8日、デクエアル国連事務総長はジャマイカの外交官リュシール・メイア女史（57歳）を国連事務次長に任命した。女性の事務次長は国連史上初めてである。メイア女史はこれまで、駐キューバ大使、国連代理大使、国連児童救済基金（ユニセフ）の婦人問題特別顧問などを務めた。

△ILO理事会に初の女性議長

1982年6月第68回ILO総会後に開かれたILO理事会で、メキシコのアイダ・ゴンザレス・マルチネス女史が理事会議長に選出された。ILO理事会議長に女性が就任

するのは初めてである。ゴンザレス女史は、1957年以来職業外交官で、1977年以降ILO理事会でメキシコ政府を代表して理事を務め、過去3年間はILO理事会の政府側グループの議長であった。

△IOCに初の女性委員

国際オリンピック委員会（IOC）第84次総会最終日は、1981年10月2日西独のバーデンバーデンで開かれ、IOCが1984年に創立されて以来初の女性委員が誕生した。女性委員は、フィンランドの元陸上選手ビルヨ・ヘグマン女史（30）とベネズエラの体協会長フロール・イサバ・フォンセカ女史（60）である。

△世界銀行副総裁に女性初起用

世界銀行はアメリカの女性エコノミスト、アン・O・クリューガー女史を同行副総裁に任命した。世銀の首脳陣に女性が加わるのは初めてである。同女史は国際収支理論の専門家で、ストックホルムのスウェーデン国際経済研究所の客員研究員であった。

△マルタに初の女性大統領

1982年2月16日、マルタ共和国に初めて女性大統領が誕生した。元教師のアガサ・バーバラ女史（59歳）である。同女史はミントフ内閣の与党労働党から推薦され、一院制議会での選挙で無競争当選した。

△ユーゴスラビアに東欧諸国初の女性宰相

ユーゴスラビア連邦幹部会と共産主義者同盟は1982年1月13日、連邦執行会議議長（首相）にクロアチア共和国共産主義者同盟議長のミルカ・ブラニンチ女史（57歳）推薦することに同意した。就任は5月17日であった。同女史は1971年以来同同盟の議長を務めてきた。

△ギリシャ文化相

1981年10月18日のギリシャ総選挙

の結果、1829年の独立以来初の社会主義政権が誕生し、同国初の女性閣僚として文化科学相に女優のメリナ・メルクーリ女史(56歳)が就任した。同女史は67年にギリシャ軍市政権反対の声明を出して市民権はく奪、国外追放となったが、74年にギリシャの民政復帰が実現すると帰国、同年総選挙に立候補し落選したが、77年初当選した。

△ベルギー新内閣に女性2人

1981年11月8日のベルギー総選挙で同国史上初めて社会党が第一党となったが、12月17日に発足したマンテンス内閣には25人中2人の女性が閣僚に入閣した。協力開発担当長官にジャクリーヌ・メイエンズゴーセンス女史、ブラッセル地域担当閣僚長官にアンヌマリー・ネーツェートブローク女史である。

△カナダの最高裁に初の女判事

カナダ連邦政府は1982年3月4日付けでオンタリオ州高裁判事バーサ・ウィルソン女史(58歳)を任命した。

△アメリカ連銀に初の女性総裁

米FRB(連邦準備理事会)はクリーブランド連銀総裁にカレン・N・ホーン夫人(38歳)を任命することを1982年3月、決めた。連銀総裁に女性が起用されるのはFRBの69年の歴史で初めてである。FRBは各国の中央銀行に相当し、全米を12の連邦準備区に分け、それぞれに連銀が置かれている。連銀の総裁は連邦公開市場委員会のメンバーでもあり、米金融政策の一翼を担う重要ポストである。

△イギリスの証券取引所に初の女性仲買人

ロンドンの金融街シチーで男だけの職場だった証券取引所のジョバー(株式の仲買人)に1981年12月、初めて女性が進出した。この女性はジョアンナ・ベンカム氏(20

歳)で、16歳の時に決意して勉強を続けてきた。

△パリの地下鉄に初の女性運転士

パリの地下鉄に初の女性運転士が誕生した。この女性はイボンヌ・ブルッケール氏(27歳)で、1年前パリの地下鉄に入り、運転士養成所の試験にパスしてこのほど所定のコースを終えた。

△ベルリン・フィルハーモニーに初の女性奏者

1982年5月に創立100周年を迎えた世界的オーケストラ、ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団が今秋初めて女性奏者を採用することになった。この女性はスイスのバイオリニスト、マドレーヌ・カルツォ氏(26歳)。第一バイオリン欠員1人の採用に応募したマドレーヌ氏は12人の男性を相手に課題曲を弾き、伴奏を努めた同楽団メンバーの圧倒的支持を得て合格した。